

第4章 歴史文化遺産の保存・活用の将来像

「第6次尼崎市総合計画」で示した「ありたいまち」の姿「ひと咲き まち咲き あまがさき」を受けて、本計画で実現するまちの将来像を「あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう」と設定しました。

この将来像の実現に向けて、「仕組みづくり」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」の5つの分野ごとに、個別の目標である「目指すすがた」を設定し、実現に向けて取組を推進していきます。

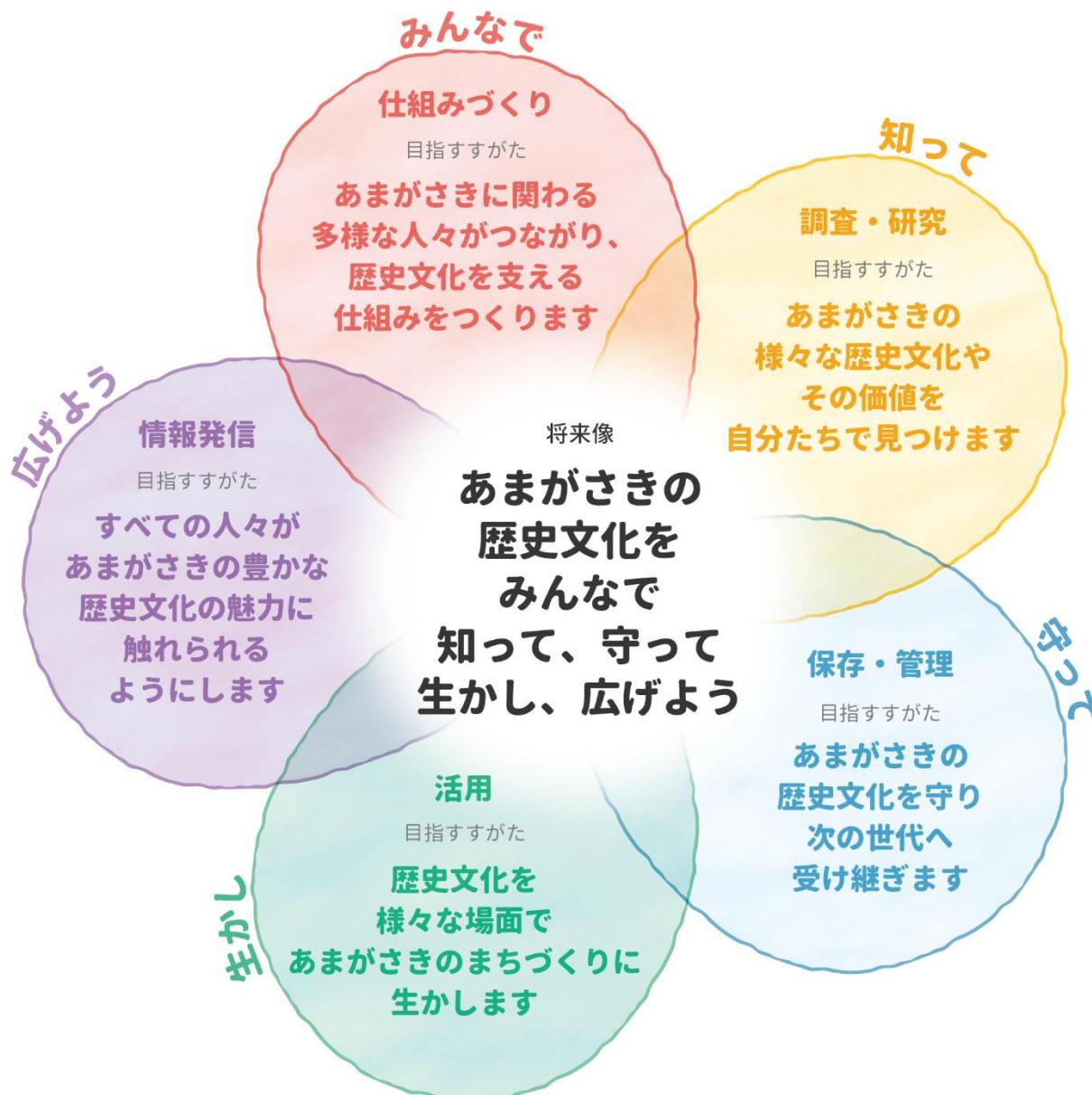


図4-1 将来像と5つの目指すすがた

分野	目指すすがた
組みづくり みんなで	<p>あまがさきに関わる多様な人々がつながり、歴史文化を支える仕組みをつくります</p> <p>歴史文化を未来へ引き継いでいくために、本市に関わる様々な人がそれぞれの役割を認識しながら協力し合うことが必要です。この計画を通して「人々のつながり」や「財源確保」等、歴史文化遺産を支える仕組みを整えることを目指します。一人ひとりが仲間とともに「自分たちに出来ること」に取り組むことで魅力あるまちづくりにつなげます。</p>
調査・研究 知つて	<p>あまがさきの様々な歴史文化やその価値を自分たちで見つけます</p> <p>本市に原始・古代から現代にいたるまで様々な歴史文化遺産がありますが、まだ気付かれていないものや価値が明らかになっていないものもたくさんあります。この計画は、様々な人が連携して調査・研究を進めていくことで、学術上・歴史上・芸術上の価値が特別高いものだけでなく、地域や市民一人ひとりにとって大切なものも含めて幅広い歴史文化遺産を拾い上げ、その価値を知ることを目指します。一人ひとりの気づきが、歴史文化を掘り下げるにつながります。</p>
保存・管理 守つて	<p>あまがさきの歴史文化を守り次の世代へ受け継ぎます</p> <p>歴史文化遺産を将来へ受け継いでいくために、保護制度の整備や日々の管理・点検から計画的な修理や整備まで様々な「手入れ」が必要です。また、歴史文化遺産を確実に守るために、防災や防犯・防火の視点も必要です。この計画は、必要な「手入れ」について整理しながら着実に取り組むことで、歴史文化遺産の価値を損なわずに将来へ受け継いでいくことを目指します。一人ひとりが、身の回りの歴史文化遺産を意識することが歴史文化を守ることになります。</p>
活用 生かし	<p>歴史文化を様々な場面であまがさきのまちづくりに生かします</p> <p>歴史文化遺産は多彩なポテンシャルがあり、これまでにも、観光、都市美形成、生涯学習、学校教育、産業、国際交流等まちづくりに活用されてきました。この計画は、これまでの取組をさらに展開し歴史文化遺産の価値を高めるとともに、本市の豊かな未来につなげていくことを目指します。一人ひとりのアイデアをもとに、歴史文化を「あまがさきを楽しむ」要素として活用していきます。</p>
情報発信 広げよう	<p>すべての人々があまがさきの豊かな歴史文化の魅力に触れられるようにします</p> <p>歴史文化遺産を未来につないでいくために、多くの人が歴史文化の魅力を知り、興味を持つことが大切です。この計画は、市内・市外・国内・国外・年齢・性別・障害の有無等に関係なく、多くの人が歴史文化の魅力に触れ、本市を好きになり、関わる人を増やすことを目指し、一人ひとりが「尼崎市の魅力」に触れ、歴史文化を受け継ぐ仲間を増やしていくようにします。</p>

第5章 歴史文化遺産の保存・活用の現状と課題

みんなで 1. 仕組みづくりの現状と課題

■現状

歴史文化に関する団体の活動

本市は、市民ボランティアや郷土史団体等が様々な分野で活動しています（表 5-1）。文化財資料保存活用サポートボランティア・れきし体験学習ボランティア・アーカイブズボランティアは歴史博物館を、田能遺跡サポーター倶楽部ボランティアは田能遺跡・田能資料館といった施設を拠点に、富松城跡を活かすまちづくり委員会は富松城跡といった歴史文化遺産を拠点に各分野で幅広く活動しています。尼崎キャナルガイドの会は尼崎運河・臨海地域で、尼崎ボランティア・ガイドの会は寺町・城内地区で、近松かたりべ会は近松の里周辺の地域を中心に、自然と文化の森協会は猪名川を中心に自然林や農地の保全活動、歴史・自然体験活動等を行っています。尼崎郷土史研究会は歴史講座、史跡の見学会、古文書講座の企画・実施、会誌「みちしるべ」、尼崎の文化財の調査報告書の刊行等を行っています。

表 5-1 歴史文化に関する市内の主な活動団体

団体名	活動の概要
文化財資料保存活用サポートボランティア	歴史博物館で、考古学の基礎的知識と土器の洗浄方法等に関する研修を受講後、学芸員と協働で考古資料等の洗浄、整理作業を行っています。
れきし体験学習ボランティア	歴史博物館を拠点に、各種体験学習事業を、学芸員と協働で実施しています。藍・綿等の教材作物の栽培活動、研修と実習に参加し、博物館や本市の小学校等での体験学習事業に取り組んでいます。
アーカイブズボランティア	歴史博物館で、古文書撮影、写真のスキャニング、ふすまの下張りはがし、古文書再整理等を行っています。
田能遺跡サポーター倶楽部ボランティア	田能遺跡・田能資料館で、清掃活動や体験学習事業等を行っています。
尼崎キャナルガイドの会	尼崎運河・臨海地域の魅力をより広く、多くの人に知ってもらうための活動（ガイド、環境学習での小学生への指導等）を行っています。
尼崎郷土史研究会	歴史講座、史跡の見学会、古文書講座の企画・実施、会誌「みちしるべ」、尼崎の文化財の調査報告書の刊行等を行っています。
尼崎ボランティア・ガイドの会	寺町や尼崎の文化遺産のガイド活動を実施、特に「寺町」、「城内」地域を中心市内外から訪れる方々の案内を行っています。
近松かたりべ会	広済寺・近松の墓・近松記念館といった近松公園を中心とした「近松の里」周辺のガイド活動を実施しています。
富松城跡を活かすまちづくり委員会	富松城跡を保存し、地域コミュニティーの核として活用し、「個性あるまちづくり」を地域住民や行政とともに作り上げ、次世代を担う子どもたちに引き継げるよう城跡の清掃・富松城跡まつり・戦国歴史ウォーク・勉強会・子どもたちの各種体験会等を行っています。
自然と文化の森協会	本市が策定した「自然と文化の森構想」の具体化に向けて猪名川自然林や農地の保全活動、歴史・自然体験活動等を行っています。
尼崎都市農地再生協議会	本市に残る都市農地の保全・再生を目指しており、伝統野菜「田能の里芋」づくりを実施し、収穫した里芋の6次産業化に向けた研究・実践等を行っています。



綿繰り・糸紡ぎ体験
(れきし体験学習ボランティア)



土器洗浄・整理作業
(文化財資料保存活用サポートボランティア)



富松城跡周辺清掃作業
(富松城跡を活かすまちづくり委員会)

みんなの尼崎大学

行政による市民活動の支援として、市民活動のプラットフォームとなる「みんなの尼崎大学」があります。これは、本市全体を「大学」に、本市に関わる人を「尼崎大学生（尼大生）」に見立てて、講座や部活動、気軽に参加できるイベント等の開催及び情報を発信し、だれもが先生・生徒となり活動の主体となることが可能な仕組みとなっています。



みんなの尼崎大学キャッチフレーズ

大学等との包括連携協定

本市は、令和7年（2025）8月現在、兵庫県立尼崎小田高等学校と歴史・文化の保存及び活用に関する事項等、武庫川女子大学と産業、観光等、地域経済の発展やまちの魅力の向上に関する事項等、関西国際大学と防災・減災、防犯、安全・安心に関する事項等、園田学園大学と健康づくり、学校教育、生涯学習、子ども・子育て支援その他これらに関連する分野、大阪大学と環境、産業、教育・研究、まちづくり、健康等に関する分野で包括連携協定を締結しており、市の課題解決に向けた様々な取組を進めています。

専門職員の配置と職員の資質向上

市職員の体制整備や資質向上に向けた取組を進めています。文化財専門職員は、専門職10人（うち常勤職員6人）を配置しています（令和7年（2025）4月現在）。市職員（主に技術職等）に対して歴史文化遺産（建造物）の保存と活用に関する講座を職場研修として、実施しています。また、阪神地区（芦屋市・尼崎市・伊丹市・猪名川町・川西市・三田市・宝塚市・西宮市）の自治体間の情報共有・意見交換の場として、阪神地区文化財担当者会等を行っており、各自治体の問題の解決策や、他自治体へ質問をできる場を設けています。



文化財保存活用基金

文化財保存活用基金

令和5年（2023）3月、文化財保存活用基金を設立しました。これは、本市最古の洋館であり、工都尼崎の歴史を象徴する旧尼崎紡績本社事務所等の

歴史文化遺産の保存・活用及び新たな歴史文化遺産購入に要する経費の財源を、広く寄附を募り確保することを目的に設置したものです。

■課題

- ・歴史文化遺産に関わる市民ボランティアや郷土史団体等の構成員が高齢化しており、活動を含めて先細りの傾向となっています。また、活動にかかる財源に課題を抱える団体もあることから、歴史文化遺産に関する市民活動への支援が必要です。
- ・大学等との連携協定等の継続や企業との連携強化により、産官学一体となって地域課題に取り組むことが必要です。
- ・歴史文化遺産の保存・活用に携わる文化財専門職員の適切な人員配置と、スキルアップのための定期的な研修等を通じた資質向上が必要です。
- ・歴史文化遺産の適切な保存・活用に向けた資金面の基盤整備が必要です。

2. 調査・研究の現状と課題

■現状

調査の実施状況

建造物のうち、寺社・住宅建築・近代建築は把握調査と詳細調査を実施していますが、土木構造物は把握調査ができていません。石造物は把握調査と詳細調査を実施していますが、数が多く全体的な把握はできていません。美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料）は、市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握はできていません。考古資料は出土品を把握しています。無形文化財は、これまであまり調査しておらずほとんど把握できていません。有形の民俗文化財は、市教育委員会・尼崎郷土史研究会等により農具・漁具・絵馬の調査を行っていますが、全体的な把握はできていません。無形の民俗文化財は、祭り・行事は県の把握調査、市教育委員会による把握調査を行っており、概ね把握していますが、食文化等の生活文化は全体的な把握ができていません。記念物のうち、遺跡は、県や市の調査により周知の埋蔵文化財包蔵地として把握しており一覧化しています。名勝地は、文化庁による調査の他、元市職員による公園調査等がありますが、全体的な把握はできていません。動物・植物・地質鉱物は、県によりレッドリストが作成されており、概ね把握できています。文化的景観・伝統的建造物群は、あまり調査しておらず、把握できていません。その他は、民間説話や本市に関連する文学作品で市教育委員会、尼崎郷土史研究会による調査で概ね把握できています。

市民や大学等と協働した調査・研究

市民との協働は、文化財資料保存活用サポートボランティアによる土器の洗浄・整理、石器の調査・整理、れきし体験学習ボランティアによる綿繰り、糸車による糸紡ぎ作業工程の映像化等が挙げられます。また、尼崎郷土史研究会は、道標^{どうひょう}や歌碑の把握調査を実施し、機関誌の中で報告しています。

大学と連携した詳細調査等は令和5年（2023）9月に京都大学人文科学研究所と連携協定を締結し、歴史博物館と同研究所の附属研究施設として新たに設置された人文情報学創新センター（同研究所東アジア人文情報学研究センターを改組）が協力し、市民とともに近現代資料の整理、調査・研究及び活用を進めています。

歴史文化遺産調査成果のとりまとめ

本計画作成にあたって、これまでの調査成果を取りまとめ、歴史文化遺産リストを作成し、歴史文化遺産の把握に努めました。

■課題

- ・調査実施分野に偏りがあります。特に建造物における土木構造物や無形の民俗文化財等の把握調査が不足しています（詳細は第2章参照）。
- ・これまで大学との連携によって古文書や近現代資料を中心とした詳細調査を進めてきました。また、各種ボランティアと協働で調査も実施していますが、今後も調査が必要です。
- ・市民を対象としたアンケート調査等により、地域で大切にされている歴史文化遺産や市民一人ひとりが大切に思う歴史文化遺産の拾い上げを行ってきましたが、把握が不足していることに加え、把握できた歴史文化遺産についても詳細な調査・研究ができていません。
- ・これまでに把握した歴史文化遺産の現況確認のための定期的な調査が必要です。

3. 保存・管理の現状と課題

■現状

文化財保護法や条例に基づく保護

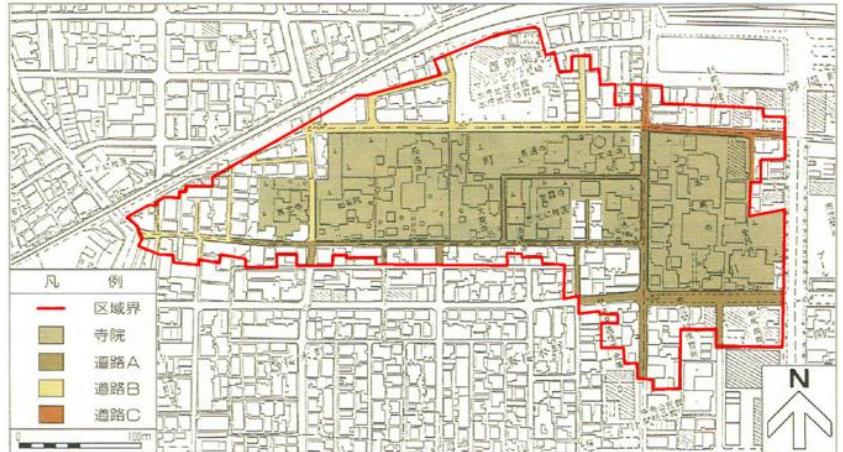
歴史文化遺産のうち、特に学術的・芸術的・歴史的な価値の高いものは、文化財保護法や兵庫県文化財保護条例、尼崎市文化財保護条例等に基づく文化財の指定・登録を行い、適切な保護を図っています。

都市美形成及び環境形成の観点からの保護

本市は、平成23年（2011）に、景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定しています。この計画に基づき、「周辺地域の景観及び雰囲気を特徴付けているもの」、「歴史的価値又は建築的価値をもつもの」、「市民に愛され親しまれているもの」、「都市美形成上重要な価値があるもの」について、「都市美形成建築物等」として保全を図っています。また、「歴史上特徴のある地域」、「住宅、商

業業務施設又は工業施設がそれぞれ一団となしてまとまっている地域」、「自然景観上特徴のある地域」、「その他特に良好な都市美の形成を図る必要があると認められた地域」を都市美形成地域に指定しており、「歴史上特徴のある地域」として「寺町」を指定しています。都市美形成建築物等や都市美形成地区について、保存方針や外観の意匠、構造及び材料に関する事項、敷地の利用等について保存計画を定め、建築や外観の変更等の行為に対して保存計画に合うように助言・指導を行っています。

平成12年（2000）に全面改正した「尼崎市の環境をまもる条例」に、「市長は、文化的遺産を保護するため、その周辺環境と一体となった保全措置を講じなければならない。」とあり、文化的遺産の保護を明記しています。



寺町都市美形成地域の範囲

出典：尼崎市寺町都市美形成地域景観ガイドライン 令和3年（2021）3月

市民と協働した保存の取組

「文化財資料保存活用サポートボランティア」は、本市の遺跡から出土した土器や石器等の考古資料の保存・活用のための洗浄・整理作業を学芸員と協働で取り組んでいます。「れきし体験学習ボランティア」は、学芸員と協働で藍・綿等の教材作物の栽培、博物館や本市の小学校等での体験学習事業を通して当時の道具を使用した技術の伝承に取り組んでいます。「富松城跡を活かすまちづくり委員会」は、富松城跡を保存・活用し、次世代を担う子どもたちに引き継げるよう活動をしています。

歴史文化遺産の保存・整備

未指定の歴史文化遺産は、滅失の危機にあるものも少なくありません。指定等を受けた歴史文化遺産であっても個別の保存活用計画等も作成できていません。また遺跡等の埋蔵文化財は、緊急発掘調査で発見に至る場合が多く実態の把握が困難であるため、計画的な保存が難しい状況にあります。尼崎城跡で発見された石垣は、県の指導もあり、事業計画等の変更によって全て地中に現状保存しています。

公文書の保存・管理

令和4年（2022）に施行した「尼崎市公文書の管理等に関する条例」に基づき、特定歴史的公文書利用請求制度を実施しています。これは、本市が過去に作成した公文書のうち、市の諸活動や歴史的事実を記録する歴史資料として重要な文書を、特定歴史的公文書として歴史博物館で保存し、利用に供する公文書館機能としての制度で、本市の公文書も歴史文化遺産として収集・保存・管理し、活用しています。



新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクト

未曾有の事態となった本市の感染症対策を記録し保存すべく、「新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクト」を令和4年（2022）7月に立ち上げました。プロジェクトは、まず府内の記録が散逸しないよう公文書類の収集を行いました。それとともに、保健・医療関係をはじめとする、行政各分野における感染症対策や感染症の影響を受けた市民・事業者に対する各種支援、これらを支えた行財政運営と組織体制等について振り返り、評価を行いました。その成果をコロナ禍における行政運営を教訓として今後の市政に生かしていくため報告書としてまとめました。本報告書は、本市の歴史的記録を担う歴史博物館が、収集資料や当時感染症対策に最前線であった職員等の振り返りの聞き取り記録から論点を抽出し、本市の感染症対応の記録として整理・編集したものです。報告書タイトルを、「寄り添い、支えられ」とし、令和6年（2024）8月に発行しました。

■課題

- ・法令に基づき、必要に応じて歴史文化遺産を指定等により保護する取組が必要です。また、現在、法令上保護の対象とならない多様な歴史文化遺産についても、保護していく必要があります。
- ・古文書、公文書、歴史資料、民具等の歴史文化遺産の適切な収集・保存・管理の継続が必要です。
- ・市民と協働して歴史文化遺産の保存を進めていく必要があります。
- ・長期的な展望に立った歴史文化遺産の整備・修理が不十分です。周辺環境も含めた歴史文化遺産の適切な整備が必要です。

生かし

4. 活用の現状と課題

■現状

歴史文化遺産の活用

10月の最終日曜日を、十月末→トマツ→「富松の日」として、中世の城である富松城跡を舞台に、豊かな自然を感じながら歴史を楽しく学べる場として、「富松城跡まつり」を開催しています。

本興寺で、毎年11月3日に「虫干会」を開催し、宝物殿で保管されている国・県・市指定文化財及び建造物等の各種歴史文化遺産を公開しています。

観光振興への展開

本市にゆかりのあるクリエイターと連携したイベントや、寺町等を中心に歴史文化と現代アートを融合させた芸術祭の開催、兵庫県の観光イベントに合わせ、市内のホテルで歴史博物館協力のもと、江戸時代に尼崎城主や藩士など尼崎藩の人々が食べていたと資料から推測される食材を使用した尼崎城御前等の食文化体験プランの提供等を実施しました。このような本市の歴史文化の特色を生かした観光振興を展開しています。

産業振興への展開

伝統野菜活用協議会（尼崎商工会議所内）や自然と文化の森協会等によって、尼崎、田能の里芋等伝統野菜の栽培と継承活動が行われ、伝統野菜を含む尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化しています。また、本市を代表する定番商品や、お土産・贈り物として喜ばれる商品を「尼みやげ」として、認証を行っています。



あまやさいロゴ



尼みやげロゴ

文化振興への展開

小田地区にある広済寺は近松門左衛門と縁が深く、境内に史跡に指定されている近松門左衛門墓があることから、昭和61年（1986）の市制70周年を契機に、「近松門左衛門」を文化振興のシンボルと位置づけ、「近松のまち・あまがさき」を目指し、文化、教育、産業、環境整備等幅広いまちづくりに取り組んでいます。「近松祭」で、地域住民が参加した近松ゆかりの芸能が上演されています。また、次代の演劇界を担う優れた劇作家を世に紹介するため、戯曲賞である「近松賞」の募集・選考、上演を行っています。

日本遺産等近隣他都市を含めた広域的な取組

令和2年（2020）に認定された日本遺産『伊丹諸白』と『灘の生一本』下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』に関連して阪神間で連携してデジタルスタンプラリー等の様々な取組を行いました。また、阪神間の連携として、「阪神地域・オープンミュージアム無料開放DAY」等を行っています。その他、全国13都市が加盟する「全国工場夜景都市協議会」に加盟しており、パンフレットや夜景カードの作成、写真展等のイベントを実施しています。



日本遺産スタンプラリー

小・中学生の郷土学習の推進

歴史博物館は、小学校の実施する学年単位の郷土学習の場としても活用されています。令和6年（2024）からは、尼崎市立の全小学校は3年生から6年生の間に1回、必ず歴史博物館を学年単位で訪れ、むかしのくらしや尼崎の歴史について学習する尼崎歴史探検事業、通称「AMATAN事業」を実施しています。また、歴史博物館の職員がボランティアと協働で小学校の授業に出張し、昔のくらし体験等を実施しています。このほか資料の貸出や社会科副読本「わたしたちの尼崎」への歴史文化の掲載、直接尼崎の歴史文化に触れられるよう工夫した職場体験等、小・中学生を対象とした郷土学習を推進しています。

■課題

- ・観光・産業・文化振興等に本市の歴史文化を活用し、観光客や本市に興味を持つ人の創出、新たな商品の開発や事業、それに伴う雇用の発生、地域への愛着醸成に伴う転出数の削減及び定住人口の増加等に向けた取組が求められています。
- ・日本遺産事業や阪神間連携事業等、近隣市等と連携した広域的な取組を、より一層進めていく必要がります。
- ・学校教育の場において、本市の歴史文化に関する学習を充実させ、地域への愛着醸成を育むことが求められています。

広げよう 5. 情報発信の現状と課題

■現状

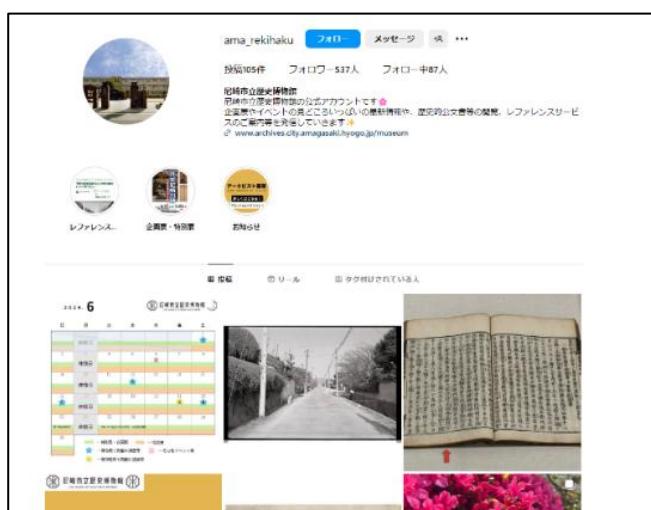
講座等の開催

歴史博物館において水曜歴史講座・各展示会のギャラリートーク・記念講演会、図書館において尼崎市史を読む会、^{たの}田能資料館において各展示会の解説会、各地区生涯学習プラザにおいて市民大学、本市職員が講座等の形式で本市内各所において実施する市政出前講座、市民と協働で実施するみんなのサマーセミナー等の各種講座を開催し、市民の学習機会を設けています。また、定期的に旧尼崎紡績本社事務所・^{おおしょう}旧大庄村役場（現大庄南生涯学習プラザ）・市庁舎等の歴史的建造物の一般公開を実施しています。

博物館施設の運営

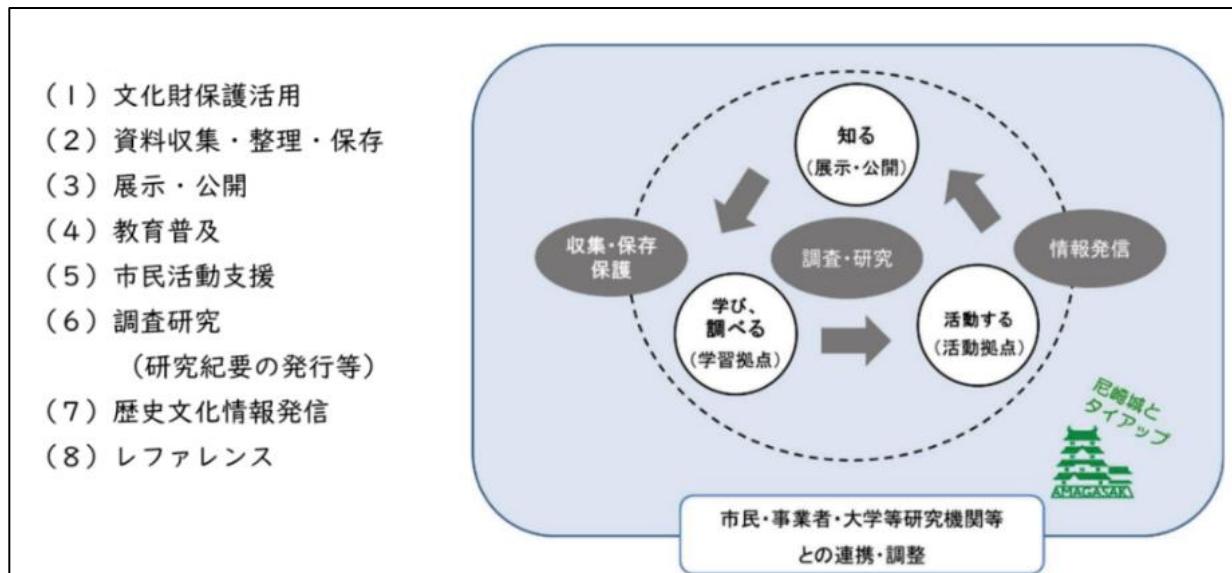
歴史文化遺産の保存・活用全般にかかる拠点施設として歴史博物館があります。歴史博物館は、昭和13年（1938）に尼崎市立高等女学校として建てられた歴史的建造物で、国の登録文化財になっています。これまで、市立尼崎高等学校、^{じょうない}城内中学校、^{せいりょう}成良中学校の校舎として歩み、学校統合によりその役割を終えた後は、1階部分のみを文化財収蔵庫として活用してきましたが、平成30年（2018）度着工のリニューアル工事により歴史博物館（1階の一部は夜間中学校を併設）として、令和2年（2020）10月10日に開館しました。その際に昭和50年（1975）に開館した公文書館である地域研究史料館を統合し、公文書館機能を持つ博物館となりました。

その他、田能資料館・尼崎市総合文化センター・尼信会館等での展示や、尼崎城・中央図書館でミニ展示等を行っています。



歴史博物館公式 Instagram

尼崎の歴史文化・歴史文化遺産の情報発信



歴史博物館の機能

本市のホームページで情報発信、歴史文化関連のパンフレットの発行、市報への掲載、特別展の図録の作成、企画展のパンフレットの作成、デジタルアーカイブの推進等、歴史博物館を中心に、広く情報公開を行っています。特に、デジタルアーカイブは、MLA（博物館[Museum]、図書館[Library]、公文書館[Archives]）連携事業として進めており、令和5年（2023）10月から指定等文化財をはじめとして古文書、絵図、地図、写真、特定歴史的公文書等を公開しています。

マップの配信や案内板の設置

歴史文化遺産の位置情報や説明をインターネット上に公開しています（公開型GISサイト「地図情報あまがさき」、まち歩きマップ・パンフレット等）。また、寺町・城内地区周辺で路面や観光案内板等の環境整備を行っているほか、指定等文化財を中心に解説板を設置しています。



指定等文化財の解説板

図書館による情報発信

尼崎市立図書館は、基本的運営方針の中で目指す図書館像を「本と出会う、人と出会う、人生を豊かにする図書館」とし、具体的な姿の一つとして「歴史・文化等のまちの魅力を発信する図書館」を挙げており、郷土に関する資料や図書の充実と発信、市内外における歴史文化施設等の連携に取り組んでいます。

■課題

- ・様々な興味を持つ市民が、気軽に楽しんで歴史文化遺産に触れることのできる機会づくりが必要です。
- ・歴史博物館や田能資料館等の博物館施設を本市の歴史文化の発信拠点として運営していく必要があります。
- ・多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐるための環境整備（視覚・聴覚に障害のある人へ対応した案内方式の導入、身体に障害のある人・高齢者等に配慮した整備等）が必要です。
- ・図書館における本市の歴史文化の発信の充実を図る必要があります。

第6章 歴史文化遺産の保存・活用の方針と措置

この章は、第4章で設定した将来像「あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう」と、5つの目指すすがたの実現に向けて、「仕組みづくり」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」の各分野について今後の取組の方針と措置を定めました。

各措置は市費、県費（兵庫県補助金）、国費（文化庁補助金、国交省補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の国庫補助金）、外部資金（大学等研究費・民間団体の活動費等）等を活用しながら進めます。

表6-1～表6-5にある「関係する主体」の「市民」は市民一人ひとり、文化財所有者、各自治会、出身者、通勤・通学者等、「団体」は企業、観光関係団体、商工関係団体、その他研究会等の任意団体、「専門家」は大学・高等専門学校の教員・研究者等、兵庫県ヘリテージマネージャー、博物館や美術館等の学芸員等を指します。また、実施期間のうち、実線はこの計画期間内で期間を区切って重点的に実施する事業、破線は継続的に実施する事業を指します。

みんなで 1. 仕組みづくりの方針と措置

■方針

1-Ⅰ 市民主体による活動の基盤づくり

市民がそれぞれの個性や強み、ネットワークを生かして、主体的に歴史文化遺産の保存・活用の取組を展開できるよう基盤づくりを進めます。各団体において高齢化や人手不足が深刻化する中で、新たな担い手との出会いを創出する機会づくりの支援を行います。また、市民自らが取り組む、学びや活動のプラットフォームである「みんなの尼崎大学」を活用し、あまがさきの歴史文化を学ぶ人、歴史文化遺産を活用したイベントの立案者や情報の発信者を募り、みんなのサマーセミナー等を含め、だれもが先生・生徒となり活動の主体となる仕組みを推進します。

1-Ⅱ 大学等や事業者、企業、他都市等との連携

大学等（そのだ 京都大学、園田学園大学等）との連携により、学生や研究者の新たな知見や手法等を取り込みながら地域課題の解決を進めます。また、本市に多数立地する民間企業と連携するためのパートナーシップ制度等の導入を検討し、民間企業の持つノウハウや最新の技術、人員を役立てながら、歴史文化遺産の保存・活用に努めます。加えて、近隣自治体との情報交換も行います。

1-Ⅲ 文化財専門職員の配置と職員・教員のスキルアップ

歴史文化遺産の保存・活用に携わる人員配置について定期的に見直し、必要に応じて文化財専門職員の増員を検討します。また、文化財専門職員のみならず、建築や教育（小・中学校の教員を含む）、

商業・観光等多様な分野の職員を対象とした歴史文化遺産に関する講座を職場研修として実施することにより、職員のスキルアップを図ります。

1-IV 保存・活用に関わる財源確保

歴史文化遺産の保存・活用にあたっては十分な財源を確保する必要があります。本市所蔵の歴史文化遺産は、ふるさと納税を活用した「文化財保存活用基金」を運用し、効果的に活用します。そのほかの歴史文化遺産についても、クラウドファンディングや各種助成金の活用等を必要に応じて行います。

■措置

表 6-1 仕組みづくりの措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	
方針1-I 市民主体による活動の基盤づくり												
1	「みんなの尼崎大学」等の制度の活用 みんなの尼崎大学のプラットフォーム等を活用し、市民自ら本市の歴史文化を学び、歴史文化遺産を活用したイベントの立案や、情報の発信をする等、市民主体の学びと活動の循環につながるよう支援します。								◎歴史博物館 ○生涯、学習！ 推進課	○	○	○
2	地域団体の支援事業 市民主体の団体が地域の課題解決や魅力向上に向け取り組む「あまらぶチャレンジ事業」等の活用をはじめ、地域の歴史文化遺産について本市と協働で保存・活用を行う地域団体を支援します。								◎歴史博物館 ○協働推進課 ○各地区地域課	○	○	
3	ボランティア養成講座の実施 歴史分野におけるボランティア養成講座を実施し、歴史文化遺産の保存・活用に携わる人材を養成します。								◎歴史博物館	○	○	○
4	各地区のリーディングプロジェクトの実施 各地区（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田）における歴史文化遺産の保存・活用に向けたリーディングプロジェクトを市民と協働で取り組めるよう検討していきます。								◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
方針1-II 大学等や事業者、企業、他都市等との連携												
5	大学・企業等との連携 連携協定を締結した大学をはじめ、企業等の知的資源や人的資源といった各々の強みを生かしながら、歴史文化遺産の保存・活用、歴史文化を生かしたまちづくりを協働で推進します。								◎歴史博物館 ○協働推進課			○
6	企業とのパートナーシップ制度の導入の検討 歴史文化遺産の保存・活用事業による地域の発展や魅力向上に向けた活動に賛同する民間企業とのパートナーシップ制度等の導入を検討します。								◎歴史博物館		○	

表 6-1 仕組みづくりの措置 (2/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針1－II 大学等や事業者、企業、他都市等との連携												
7	阪神地区自治体間の情報共有・意見交換の場の設置 阪神地区（芦屋市・尼崎市・伊丹市・猪名川町・川西市・三田市・宝塚市・西宮市）及び兵庫県の文化財担当者による会議を実施し、各市町の歴史文化遺産等に関する情報交換を行います。								◎歴史博物館			
方針1－III 文化財専門職員の配置と職員・教員のスキルアップ												
8	歴史文化遺産に関する文化財専門職員の運営体制の充実 歴史文化遺産を適切に保存・管理・活用できるよう、適宜適正な人員配置を検討します。								◎職員課 ○歴史博物館			
9	職員・教員を対象とした歴史文化研修の実施 地域の歴史教育に必要な知識を深め、更なる歴史文化遺産の保存・管理・活用に向け、職員・教員向けに歴史文化に関する講座を実施します。								◎歴史博物館 ◎人材育成担当 ◎学び支援課			○
方針1－IV 保存・活用に関する財源確保												
10	「文化財保存活用基金」の運用 ふるさと納税を活用した「文化財保存活用基金」を運用し、本市所蔵の歴史文化遺産の保存・活用に役立てます。								◎歴史博物館			
11	クラウドファンディングや各種助成金の活用 歴史文化遺産の保存・活用の為のクラウドファンディングの実施支援や企業文化財団等による助成金の紹介・手続支援をします。								◎歴史博物館			

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「…」は継続的に実施することを示します。



2. 調査・研究の方針と措置

■方針

2- I 未調査分野の把握調査の実施

本市にどのような歴史文化遺産があるのかを把握するための調査を推進します。特に、建造物における土木構造物や無形の民俗文化財（祭り・行事等）等、全市的な調査がこれまで行われていない分野について把握を進めます。

2- II 多様な主体と連携した詳細調査の推進

大学と連携した歴史文化遺産の詳細調査を推進します。特に、古文書や書跡・典籍、歴史資料等は重点的に取り組んできた分野であり、今後も継続して調査・研究を進めるとともに、市民と協働で詳細調査を進めていくことを検討します。

2- III 地域と協働した身近な歴史文化遺産の拾い上げ

市内は、先史以来の豊かな歴史文化があり、継承されてきた歴史文化遺産の数も膨大です。身近にあるものほどその価値に気付きにくく、特に風習・遊び・言葉・伝承等の無形の歴史文化遺産は急速に失われています。そこで、市民の身近にあって一人ひとりが大切に思う歴史文化遺産を地区単位で拾い上

げる取組を進めます。

2-IV 定期的な歴史文化遺産の現況調査

本市は、本計画の検討過程で、これまでの調査で把握した歴史文化遺産の一覧（歴史文化遺産リスト）を作成しましたが、調査からかなりの年数が経過しているものもあり、現状が把握できていないものも多くあります。そこで、定期的に歴史文化遺産リストをもとに現況調査を行います。

■措置

表 6-2 調査・研究の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針2-I 未調査分野の把握調査の実施												
12	祭り・行事把握 本市の祭り・行事の把握を行います。								◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
13	土木構造物把握 本市の橋梁や水路、樋門等の土木構造物の把握を行います。								◎歴史博物館 ○橋りょう維持担当 ○河港課	○	○	○
方針2-II 多様な主体と連携した詳細調査の推進												
14	京都大学との連携による近現代資料の調査・研究 京都大学人文科学研究所と連携し、本市の近現代史の調査・研究を進めます。具体的には、地域資料の収集・整理、デジタルアーカイブとしての公開等を行います。								◎歴史博物館			○
15	市民と協働した調査・研究 市民ボランティアと連携し、昔の道具等の使用法の研究等を進めます。								◎歴史博物館	○	○	○
方針2-III 地域と協働した身近な歴史文化遺産の拾い上げ												
16	地域の歴史文化遺産を拠点とした「地域しらべ」等事業 各地域の歴史文化遺産を拠点として、まち歩きやワーキングショップ等による「地域しらべ」を実施し、各地区の市民が大切に思う歴史文化遺産を拾い上げ、類例調査・詳細調査等、将来の活用を含め、みんなで検討を行います。								◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
方針2-IV 定期的な歴史文化遺産の現況調査												
17	歴史文化遺産リストを活用した歴史文化遺産の現況調査 歴史文化遺産リストに掲載されている歴史文化遺産の現況の確認をします。								◎歴史博物館	○	○	○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「…」は継続的に実施することを示します。

守って

3. 保存・管理の方針と措置

■方針

3-I 法や条例に基づく着実な歴史文化遺産の保護

特に学術的・歴史的・芸術的価値が高いものに対しては、文化財保護法や兵庫県文化財保護条例、尼崎市文化財保護条例に基づき、新規の指定等に向けた取組を推進します。また、指定等に相当すると認められる価値がなくても、市民にとって大切である歴史文化遺産を保護するための（仮称）あまがさき市民歴史文化遺産制度等の創設を検討します。さらに、都市美形成や環境保全等の分野との連携による、既存の制度を活用した歴史文化遺産の保護に取り組みます。

歴史博物館は、多くの歴史文化遺産を収集・収蔵しており、今後も適切な管理に努めます。また、特定歴史的公文書も保管しており、保管場所が不足する恐れがあるため、史資料の収集基準を適宜決定・見直しするとともに、新たな保管場所の確保について検討を行います。



（仮称）市民歴史文化遺産制度とは

市民にとって身近で、大切である歴史文化遺産を「（仮称）あまがさき市民歴史文化遺産」として認定し、保存・活用に向けた取組の支援等を行うことを想定しています。計画期間内で、制度創設に向けた検討を行いますが、どのような制度を目指すのか、同様の制度がすでに運用されている同じ県内の神戸市の制度と、地域計画の措置であります。が身近な地域の遺産を選び、地元の誇りとする制度として先進的に運用されている岩手県遠野市の例を参考とします。

■神戸歴史遺産（兵庫県神戸市）：令和3年（2021）創設

地域にとって身近な歴史的な遺産を、「神戸歴史遺産」として認定し、所有者や市民の継承意欲の醸成を図り、その保存と活用につなげることを目的とする制度です。所有者・管理者等が申請することができ、審査の上、一定の要件を満たすものが認定されます。神戸歴史遺産に認定されると、認定証の交付や市ホームページでの公開、ふるさと納税を活用した助成金の活用等が可能となります。

■遠野遺産（岩手県遠野市）：平成19年（2007）創設

「遠野市民が愛する遠野らしい地域の宝もの」を遠野市独自の「遠野遺産」として認定し、市民協働でその保護及び活用を図ることを目的とする制度です。遺産の保護・活用に取り組む地域団体が申請することができ、「遠野の魅力をあらわしているものであること」、「認定後も、市民の手で保護・活用していくものであること」の条件を満たすと認定されます。遠野遺産は、有形遺産、無形遺産、自然遺産、複合遺産に分類され、認定されると、認定証の公布、事業補助金の交付、地区センター職員による活動支援、観光部局による看板設置等、行政においても各部局横断的な連携による活動の支援が行われています。

3-II 市民と協働した保存の取組

市民が、それぞれの身の回りの歴史文化遺産を日ごろから見守る仕組みを整備します。具体的には、歴史文化遺産パトロールや、活用しやすい形で歴史文化遺産の整備を目指します。

3-III 歴史文化遺産の計画的な整備

歴史文化遺産を適切な状態で保存していくためには整備が必要です。本市は歴史文化遺産が数多くあるため、長期的な展望に立ち計画的に整備を進めていく必要があります。指定等文化財を中心に保存活用計画を定め、整備を推進します。また、旧尼崎紡績本社事務所の活用方法を検討し、計画期間内で建物を除く敷地内を整備し、一般公開を目指します。

■措置

表 6-3 保存・管理の措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針3-I 法や条例に基づく着実な歴史文化遺産の保護												
18	文化財保護法や条例に基づく指定等の推進 特に学術的・芸術的・歴史的価値が高い歴史文化遺産について、法や条例に基づく指定等を推進します。								◎歴史博物館			○
19	「市民歴史遺産制度」の創設の検討 未指定の歴史文化遺産の保護を目的として市民歴史遺産制度の創設を検討します。								◎歴史博物館			○
20	都市美形成建築物及び都市美形成地域の保全 景観上重要な価値があると認められるものや地区、市民に愛され親しまれているものについて、都市美形成建築物及び都市美形成地域として適切に保全します。								◎開発指導課	○	○	○
21	保護樹木・保護樹林の指定・保全 「尼崎市の環境をまもる条例」に基づき、古木や大木、樹林について保護樹木・保護樹林として適切に保全します。								◎公園計画・21世紀の森担当	○		
22	特定歴史的公文書利用請求制度の運用 本市が過去に作成した公文書のうち、本市の諸活動や歴史的事実を記録する歴史資料として重要な文書を、特定歴史的公文書として保存し、利用に供します。								◎歴史博物館			○
23	歴史文化遺産の収集・保管 本市の歴史文化遺産について、収集基準を定め、歴史博物館で収集し、適切に保管します。								◎歴史博物館			○
方針3-II 市民と協働した保存の取組												
24	文化財資料保存活用サポートボランティアと協働した取組 考古資料の整理や歴史遺産の維持管理等を学芸員とともに行います。								◎歴史博物館	○	○	○
25	れきし体験学習ボランティアと協働した取組 学芸員と協働で藍・綿等の教材作物の栽培、博物館や本市の小学校等での体験学習事業を通して当時の道具を使用した技術の伝承に取り組みます。								◎歴史博物館	○	○	○

表 6-3 保存・管理の措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課	○関係課	市民	団体
方針3-II 市民と協働した保存の取組												
26	富松城跡を活かすまちづくり委員会と協働した取組 富松城跡を保存・活用し、次世代を担う子どもたちに引き継げるようになります。								◎歴史博物館 ○立花地域課	○	○	
方針3-III 歴史文化遺産の計画的な整備												
27	個別の保存活用計画の作成と計画の推進 田能遺跡・富松城跡等の個別の歴史文化遺産の保存活用計画の作成と計画を推進します。								◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
28	旧尼崎紡績本社事務所の整備 旧尼崎紡績本社事務所の活用方法を検討し、敷地を一般公開します。								◎歴史博物館 ○公園計画・21世紀の森担当 ○中央地域課			○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「…」は継続的に実施することを示します。

生かし

4. 活用の方針と措置

■方針

4-I 観光・産業・文化振興等の各分野での活用

あまがさきの歴史文化を観光や産業、文化振興等の各分野へ活用し、本市の豊かなまちづくりにつなげます。観光は、本市を訪れる観光客が本物のあまがさきの歴史文化に触れる機会を創出するため、歴史的建造物を活用したイベントやツアーやの実施、教育旅行・研修旅行の誘致、ドラマ・映画等のロケの誘致等を行います。特に阪神大物駅周辺は「まちなかウォーカブル推進事業」を進めており、阪神タイガースファーム施設の開業もあり、市外からの注目が高まっている地域のため、周辺の歴史遺産への誘客に力を入れて取り組みます。産業は、あまがさきの歴史文化を発信するような特産品の認定や伝統野菜の栽培等を推進します。また、近松門左衛門とゆかりの深い本市は、「近松のまち・あまがさき」をテーマに演劇等の文化振興に努めます。

なお、このような多様な活用の場面でも、当該歴史文化遺産の本質的価値を損なわないことを前提に実施します。

4-II 日本遺産等他都市と連携した活用の取組

国内外の他都市と互いの歴史文化に関する交流を深めるとともに、共通のテーマで連携して情報発信や活用に取り組むことであまがさきの歴史文化をより一層魅力的なものにしていきます。

4-III 学校教育への活用

将来を担う子どもたちの本市への愛着や誇りを醸成するため、小学校・中学校におけるふるさと教育を推進します。歴史博物館等の見学や、学芸員の出張授業、収蔵資料の活用などを進めるとともに、近松郷土学習等、各地区で特色あるふるさと教育を継続して行います。

■措置

表 6-4 活用の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針4－I 観光・産業・文化振興等の各分野での活用												
29	観光イベントやツアーの実施 歴史文化を体感できる、市内外の観光客を対象としたイベントやツアーを実施します。								◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
30	教育旅行・研修旅行の誘致 「キャリア教育」、「地域探究」、「SDGs」の3つのテーマを柱とした『あまがさき探究プログラム（あま探）』にあまがさきの歴史文化も取り入れながら、教育旅行・研修旅行を誘致します。								◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	
31	ドラマや映画の撮影誘致・協力・情報提供 歴史文化遺産を舞台にドラマや映画の撮影誘致・協力・情報提供等を行います。								◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	
32	歴史文化を生かした特産品の振興 あまがさきの歴史文化を生かした特産品の開発を促進し、「尼みやげ」として認証します。								◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	
33	伝統野菜の栽培 あまがさきの伝統野菜「尼譜」の栽培と販売を推進します。								◎農政課 ○歴史博物館	○	○	○
34	「近松のまち・あまがさき」の推進 地域住民を中心として行われる「近松祭」、優れた劇作家を顕彰する「近松賞」等を継続して実施します。								◎文化振興課	○	○	
方針4－II 日本遺産等他都市と連携した活用の取組												
35	日本遺産事業での連携 阪神間日本遺産推進協議会のもと、「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」に関連するイベントをはじめ、普及啓発事業等で歴史文化遺産の活用を関係他都市等と連携して実施します。								◎商業観光課 ○歴史博物館		○	
36	阪神間連携事業の推進 西宮市・芦屋市と連携して、「阪神南地域オープンミュージアム無料開放 DAY」を開催します。								◎歴史博物館		○	
37	全国工場夜景都市協議会での連携 全国工場夜景都市協議会で他都市と連携して、工場夜景サミット等のイベント・企画を実施します。								◎商業観光課 ○あまがさき観光局		○	
方針4－III 学校教育への活用												
38	学芸員による出張授業 歴史博物館の学芸員による各小学校・中学校における出張授業を実施します。								◎歴史博物館 ○学校教育課			
39	あまがさきの歴史文化の教材化 歴史文化遺産を活用した、小学生・中学生向けの学習プログラムを作成します。								◎歴史博物館 ○学校教育課	○	○	○
40	近松郷土学習 下坂部小学校における、浄瑠璃クラブの取組や、「近松郷土学習」の取組を継続し、地域への愛着を育みます。								◎学校教育課 ○歴史博物館	○	○	

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「…」は継続的に実施することを示します。

広げよう 5. 情報発信の方針と措置

■方針

5-I 市民が楽しんで歴史文化遺産の保存・活用に携わる機会づくり

様々な年齢層や性別、職業の市民が、それぞれの興味関心に合わせて気軽にあまがさきの歴史文化に触れ、楽しみながら歴史文化遺産の保存・活用に携わることのできる機会を創出します。歴史博物館において水曜歴史講座・各展示会のギャラリートーク・記念講演会、田能資料館において各展示会の解説会、図書館において尼崎市史を読む会、各地区生涯学習プラザにおいて市民大学、市政出前講座等の各種講座を開催し、定期的に旧尼崎紡績本社事務所・旧大庄^た村役場（現大庄南生涯学習プラザ）・市庁舎等の歴史文化遺産（建造物）の一般公開を実施し、あまがさきの歴史文化に触れる機会を設けます。

5-II 博物館等による情報発信

歴史博物館や田能資料館等の博物館施設について、本市の歴史文化の発信拠点とします。これまで取り組んできた展示や書籍の発行等については、最新の技術等も取り入れながら見て触れて楽しいものとします。歴史博物館は、アーカイブ配信や情報への検索システムの構築にも取り組みます。デジタルアーカイブについても、MLA（博物館[Museum]、図書館[Library]、公文書館[Archives]）連携事業として、整備を推進します。また、ホームページや市報、各種SNSを通じた歴史文化の情報発信にも力を入れて取り組むとともに、「英語」、「中国語」等多言語対応を目指し、世界に向けて発信していきます。

5-III 歴史文化遺産をめぐりやすい環境整備

歴史文化遺産を観光やまち歩き等で巡りやすいよう、環境整備を推進します。例えば、だれもが歴史文化遺産の価値を理解できるような案内板（多言語化・子ども向け看板）等の設置や、ターゲット別のパンフレットやマップの作成、歴史文化遺産周辺の多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐるための環境整備（視覚・聴覚に障害のある人へ対応した案内方式の導入、身体に障害のある人・高齢者等に配慮した整備等）の検討等を推進します。

5-IV 図書館と連携した歴史文化の発信

図書館の基本運営方針の1つとして、「歴史・文化などまちの魅力を発信する図書館」があり、郷土資料の充実や図書館内の展示等、図書館と連携したあまがさきの歴史文化の発信を推進します。

■措置

表6-5 情報発信の措置（1/2）

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	
方針5-I 市民が楽しんで歴史文化遺産の保存・活用に携わる機会づくり											専門家	
41	各種講座・体験・解説会の実施 歴史博物館で水曜歴史講座・各展示会のギャラリートークや田能資料館で各展示会の解説会、図書館で尼崎市史を読む会、各地区生涯学習プラザで市民大学等、あまがさきの歴史文化に触れる機会を設けます。								◎歴史博物館 ○各地区地域課 ○生涯、学習！推進課	○	○	○

表 6-5 情報発信の措置 (2/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体		
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体
方針5－II 博物館等による情報発信											
42	常設展・企画展の開催 歴史博物館・田能資料館等に収蔵する絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料・民俗資料等の公開・活用に資する、来館者にとって魅力的な常設展・企画展・特別展を開催します。								◎歴史博物館		○
43	図録・発掘調査報告書・研究紀要の発行 特別展図録・各年度の発掘調査報告書・『地域史研究』において、隨時最新の研究成果等を公表します。								◎歴史博物館		○
44	ホームページ・市報・各種SNS等を活用した情報発信 ホームページ、市報、歴史博物館・大学・市民等の各種SNS(YouTubeやInstagram等)を活用してあまがさきの歴史文化を発信します。また、多言語対応を目指し、世界に発信していきます。								◎歴史博物館 ○広報課	○	○
45	音声ガイド・アーカイブ配信等の実施 歴史博物館や寺町の歴史文化遺産をより理解できるように、また、視覚・聴覚等に障害のある人も楽しめる様、音声ガイドやアーカイブ配信等を実施します。								◎歴史博物館 ◎商業観光課	○	○
46	収集資料データベース検索システムの実施 歴史博物館で収集した史料や歴史文化遺産のデジタルアーカイブ等の情報の検索を可能とし、広く周知します。								◎歴史博物館		○
方針5－III 歴史文化遺産をめぐりやすい環境整備											
47	案内板のデザイン統一 案内板等のデザインの統一を推進します。また、多様な人々が皆理解しやすい内容を目指します。								◎商業観光課 ◎開発指導課	○	○
48	GISサイト「地図情報あまがさき」の活用 「地図情報あまがさき」の歴史文化遺産の情報の充実を図り、歴史文化遺産めぐりの基礎情報とします。								◎歴史博物館 ○道路課		○
49	歴史文化遺産周辺の環境整備の検討 多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐるため、点字や音声ガイドの導入、バリアフリー装置設置等の環境整備について検討します。								◎商業観光課 ○歴史博物館	○	○
50	観光案内所及びウェブサイトでのあまがさきの歴史文化の発信 「あまがさき観光案内所」やあまがさき観光局のウェブサイト・SNS等を通じてあまがさきの歴史文化の情報発信をします。								◎商業観光課 ○あまがさき観光局	○	
51	歴史文化遺産のデジタル化 歴史博物館・指定等文化財所有者・管理者が所蔵する歴史文化遺産のデジタル化を進め、皆が利用しやすいようにします。								◎歴史博物館	○	○
方針5－IV 図書館と連携した歴史文化の発信											
52	郷土に関する資料や図書の充実 郷土資料の収集を推進し、あまがさきの歴史文化を特集したコーナーを設けることを検討します。								◎中央図書館		○
53	図書館におけるミニ展示の実施 図書館で歴史文化遺産を展示し、幅広い人々に、あまがさきの歴史文化について伝えます。								◎中央図書館	○	○
54	所蔵資料等の相互検索 図書館が所蔵する郷土資料等と歴史博物館が所蔵する資料等が一緒に検索できるようにします。								◎中央図書館 ◎歴史博物館		○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「...」は継続的に実施することを示します。

第7章 重点的な取組

本計画の第6章で示した全体的な保存・活用の措置に加えて、「重点区域」と「地区ごとのテーマ」に対象を絞って、重点的かつ戦略的な取組を推進します。

1. 重点区域における取組

(1) 重点区域の設定の考え方

【重点区域の位置付け】「重点区域」とは、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」(文化庁)において設定任意とされている「文化財保存活用区域」を指し、「文化財が特定の範囲に集積している場合に当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの」です。重点区域では、ハード面（環境整備や消防用設備等）とソフト面（活用方法や推進体制等）の両面から戦略的な整備を進めることで、魅力的な空間の創出が期待できます。また、区域を絞って重点的に取り組むため、市民や企業等と協働した事業推進体制のモデルとなることも期待できます。

【区域設定】歴史文化遺産が集積し、これまでにも都市整備を重点的に推進してきた「寺町・歴史博物館・尼崎城・阪神尼崎駅南側・阪神大物駅南側」を「尼崎城下町体感エリア」とし、地域計画に基づく重点区域として位置付けます。

【区域の現状】当該区域は、中世・近世にあった尼崎城や城下町であり、本市で最も歴史文化遺産が集積している所です。このため、寺町は寺町都市美形成地域としてガイドラインを制定して町並みの整備をしています。また、尼崎の歴史文化について市民が学べる学習拠点として歴史博物館、城址公園、尼崎城の整備を実施しました。

【区域の課題】本市は、近代以降に工業都市として発展してきた経緯があり、近世に天守を擁した城があったことに対する市民等の認知度が低いことが課題となっています。

【取組方針】従来からの工業のまちのイメージに歴史文化という新たな都市イメージを付加することで、都市の風格をつくりあげ、周辺地区を含めた交流人口の増加や地域経済の活性化、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成を目指します。また、各種計画と連動して本市の歴史文化観光の玄関口としての戦略的な取組を継続して進め、歴史文化都市としての更なる都市イメージの向上を目指します。

(2) 重点区域の概要

■重点区域の範囲

重点区域の範囲は、江戸時代に寺町として整備された範囲と都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち、都市再生特別措置法46条第2項第5号に規定する滞在快適性向上区域に定められる阪神大物駅周辺地区（まちかどウォーカブル推進事業地区）の旧尼崎城・旧尼崎城下町・旧尼崎紡績株式会社等、本

市の近世・近代の **礎** いしづえ となった歴史文化遺産が特に集まる、阪神線以南（図 7-1）とします。

この地域は、平安時代末期に砂洲^{さす}が陸地化した新地で、河口の最南端に位置することから港湾^{こうわん}が発達し、水陸交通の要衝^{ようしょう}として多くの人・物資が行き交いました。近世になると尼崎城が築かれ城下町として栄えました。近代以降は、工都^{こうと}として多くの労働者が集い、多様な娯楽^{ごらく}・産業が展開しました。区域内は、歴史のあゆみの中で、各時代の歴史文化遺産が育まれ受け継がれており、本市の歴史をコンパクトに体感できる地域といえます。

現代においては、歴史博物館や尼崎城、図書館等の文化施設や登録文化財となっている元小学校の開明
庁舎等があり、本市の玄関口としての役割を果たしています。

■重点区域内の主な歴史文化遺産

重点区域内の主な歴史文化遺産は図 7-2、表 7-1 のとおりであり、本市の4つの歴史文化のテーマと関連する古代から現代にかけての幅広い歴史文化遺産があります。なお、このほか、多数の歴史文化遺産を歴史博物館が所蔵しています。

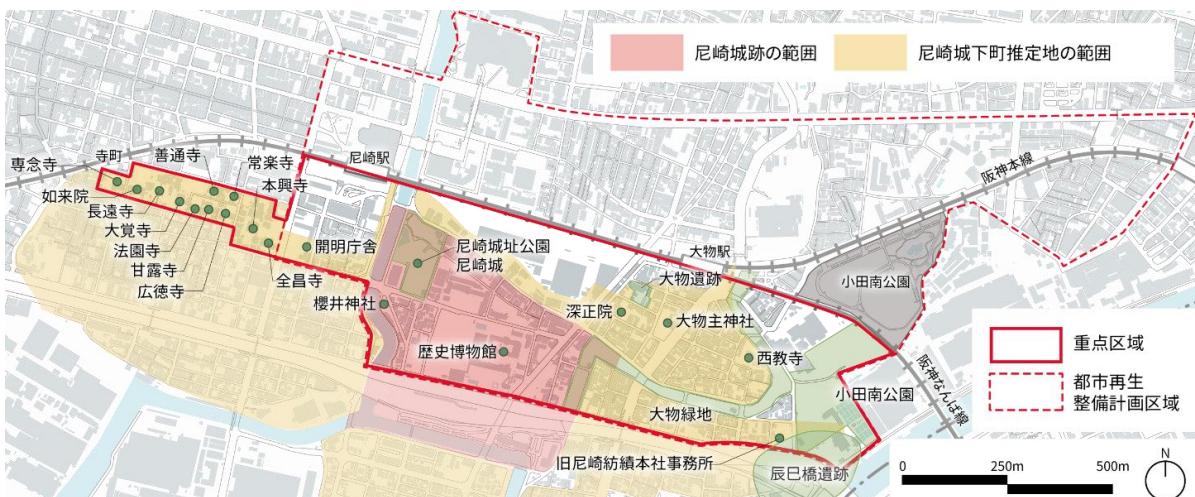


図 7-1 重点区域の範囲

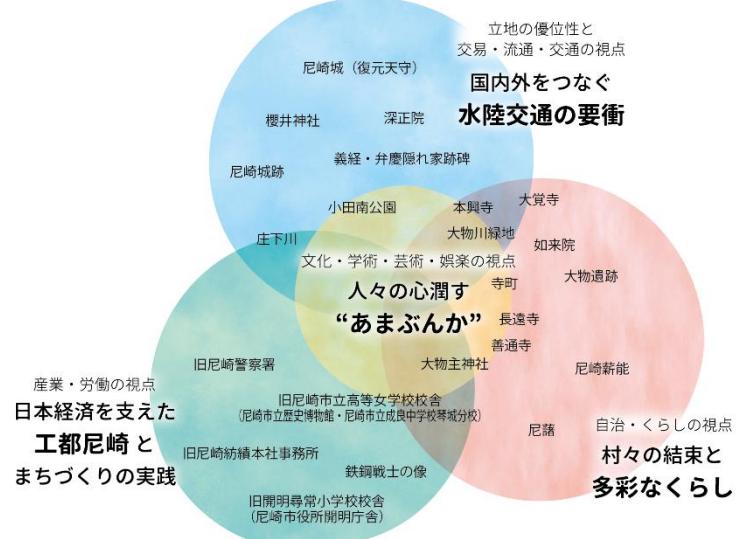


図 7-2 4つの歴史文化のテーマと関連する重点区域内の歴史文化遺産

表 7-1 重点区域内の主な歴史文化遺産

類型	指定等	名称	場所
有形文化財【建造物】	国指定	本興寺 開山堂	本興寺
有形文化財【建造物】	国指定	本興寺 三光堂	本興寺
有形文化財【建造物】	国指定	本興寺 方丈	本興寺
有形文化財【建造物】	国指定	長遠寺 本堂・多宝塔	長遠寺
有形文化財【建造物】	県指定	長遠寺 鐘楼・客殿・庫裡	長遠寺
有形文化財【建造物】	県指定	本興寺 鐘楼	本興寺
有形文化財【建造物】	市指定	三光堂 向唐門	本興寺
有形文化財【建造物】	市指定	大覚寺 弁財天堂	大覚寺
有形文化財【建造物】	市指定	如来院 本堂・表門	如来院
有形文化財【建造物】	市指定	善通寺 本堂	善通寺
有形文化財【建造物】	市指定	如来院石造笠塔婆	如来院
有形文化財【建造物】	市指定	本興寺笠塔婆	本興寺
有形文化財【建造物】	国登録	旧開明尋常小学校校舎(尼崎市役所開明庁舎)	
有形文化財【建造物】	国登録	旧尼崎市立高等女学校校舎(尼崎市立歴史博物館・尼崎市立成良中学校琴城分校)	
有形文化財【建造物】	国登録	旧尼崎市立高等女学校校門	歴史博物館
有形文化財【建造物】	未指定	大物主神社 本殿	大物主神社
有形文化財【建造物】	未指定	櫻井神社 本殿	櫻井神社
有形文化財【建造物】	未指定	深正院 本堂	深正院
有形文化財【建造物】	未指定	旧尼崎紡績本社事務所	
有形文化財【建造物】	未指定	旧尼崎警察署	
有形文化財【建造物】	未指定	尼崎城(復元天守)	
有形文化財【建造物】	未指定	義経・弁慶隠れ家跡碑	大物主神社
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	絹本着色涅槃図	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	海北友松筆押絵貼屏風	本興寺
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	紙本着色日蓮大聖人註画讚	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	絹本着色頭如上人画像	西教寺
有形文化財【美術工芸品(彫刻)】	国指定	木造日隆上人坐像(伝淨伝作)	本興寺
有形文化財【美術工芸品(彫刻)】	国指定	太刀 銘恒次(名物数珠丸)	本興寺
有形文化財【美術工芸品(彫刻)】	未指定	鉄鋼戦士の像	歴史博物館
有形文化財【美術工芸品(工芸品)】	市指定	鰐口・雲版	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(工芸品)】	市指定	銅鐘	如来院
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	県指定	大覚寺文書	大覚寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	本興寺文書	本興寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	長遠寺文書	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	日蓮書状(乙御前母御書)	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	日蓮筆曼荼羅本尊	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(考古資料)】	市指定	流水文銅鐸	本興寺
無形文化財	未指定	尼崎薪能	大物主神社
民俗文化財【無形の民俗文化財(衣食住)】	未指定	尼譜	
記念物【遺跡(城館跡)】	未指定	尼崎城跡	
記念物【遺跡(集落跡・散布地)】	未指定	大物遺跡	
記念物【遺跡(集落跡・散布地)】	未指定	辰巳橋遺跡	
記念物【遺跡(その他遺跡)】	未指定	尼崎藩松平氏一族の墓	深正院
記念物【名勝地(河川・湖沼)】	未指定	庄下川	
記念物【名勝地(公園・庭園)】	未指定	大物川緑地	
記念物【名勝地(公園・庭園)】	未指定	小田南公園	

■重点区域におけるこれまでの取組

東側の寺町では、昭和 62 年(1987)に燈籠に石畳を配した歩道の整備や趣のある街灯等の設置を行うなど、尼崎城下の寺町の風情を再現しており、平成元年(1989)に、都市美形成地域に指定し、伝統的な寺院群の雰囲気をつくることを方針とした修景や案内板の設置等を進めてきました。平成 28 年(2016)度か

ら令和2年（2020）度にかけて、阪神尼崎駅周辺地区において都市再生整備計画事業を進めてきました。これは、尼崎城、^{じょうし}城址公園、歴史博物館等が整備されることを契機に、本市へ「歴史文化」という新たな都市イメージを付加させるとともに、散在する地域の資源をつなぎ、尼崎城を核とした観光地域づくりの取組を進めることで、交流人口の増加及び地域経済の活性化を目指しました。

令和4年（2022）度～令和8年（2026）度にかけて、前述の通り阪神大物駅周辺地区で「都市再生整備計画」に基づく「まちなかウォーカブル推進事業」を進めており、主に阪神大物駅周辺において居心地がよく歩きたくなる区間（ウォーカブル空間）の形成に取り組んでいます。

なお、令和7年（2025）3月に大日本紡績株式会社（旧尼崎紡績株式会社）尼崎工場跡地（現小田南公園）に阪神タイガースファーム施設（ゼロカーボンベースボールパーク）が開業しました。

（3）重点区域における措置

■重点区域の課題

重点区域における歴史文化遺産の保存・活用に関わる課題は以下の通りです。

- ・本区域は、各主体により整備事業や観光事業を推進していますが、歴史文化遺産の保存・活用の視点を各事業へより一層取り入れ、市全体として歴史文化を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。特に、阪神タイガースファーム施設の誘致等をきっかけに、阪神大物駅周辺は小田南公園や大物川緑地の再整備が進んでおり、歴史文化遺産等を生かした整備の際に、その本質的価値を損なわないよう配慮が必要となります。その旨を広く伝えるため、多方面に情報発信する必要があります。
- ・歴史文化遺産が密集する寺町は、特に国指定文化財の防災・防火設備の老朽化、防犯設備の未設置、修理等が問題となっており、支援の必要があります。
- ・今後まちづくりの拠点となることが期待される旧尼崎紡績本社事務所の着実な保存・活用に向けて、価値を明らかにする調査を進め、文化財保護法や条例に基づく指定等について検討する必要があります。
- ・本区域は、尼崎城、^{じょうし}城址公園、歴史博物館の整備に合わせて、これまで歩道整備や道路改良事業等を行っており、歴史文化遺産をめぐりやすい環境づくりを推進しています。また、あまがさき観光局による観光案内パンフレットの作成やホームページでモデルルートの発信が行われていますが、ある一定の限られた歴史文化遺産だけが注目されています。多様な人の興味関心に合わせて、より幅広い歴史文化遺産に多くの人々が触れられるよう、様々なテーマを持った歴史文化観光を推進する必要があります。
- ・旧尼崎紡績本社事務所や大物川緑地の整備にあたって、具体的な利活用方針を検討していますが、市民の声を十分に取り入れて検討を進めていく必要があります。
- ・市外の観光客のみならず、市民に向けた情報発信を推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要を見据えて、歴史文化の魅力を発信し、地理的優位性を生かして交

流人口の増加を図ることが期待されます。また、歴史博物館の歴史文化の発信拠点としての機能強化も必要です。

■重点区域における取組の方針

本市の玄関口である本区域において、都市整備や景観形成の動きと連動して歴史文化を生かした空間形成を進めていくことで、歴史文化観光都市としての知名度を高めます。阪神尼崎駅・^{だいもつ}大物駅間に新たな人の流れを創出し、本市の歴史文化の魅力に多くの人が触れる機会を創出します。

各課題に対応した具体的な方針は以下の通りです。

- ・本質的価値を損なわずに歴史文化遺産をまちづくりに活用していくため、本区域における歴史文化遺産の保存・活用を各種事業と連動させて一体的に推進することを目指し、市民や企業、事業者等、関係主体に向けて適切に情報発信を行います。
- ・国指定文化財に関する防災・防火・防犯・修理等の支援を行い、歴史文化遺産を守ります。
- ・旧尼崎紡績本社事務所の文化財保護法や条例に基づく新規指定や登録に向けた取組を推進します。
- ・より多様な歴史文化遺産に多くの人が触れる機会を創出するため、歴史文化の4つのテーマに基づく周遊モデルコースを設定します。また、多様な人の興味関心に合わせて、歴史文化遺産に気軽に触れ合うきっかけとなるイベント等を開催します。
- ・大物川緑地や旧尼崎紡績本社事務所の整備において、市民ワークショップを開催する等、市民とともに活用方策を検討し、市民共有の財産として整備します。
- ・歴史博物館の歴史文化の発信拠点としての機能を強化し、ホームページや各種SNSを活用して市民・観光客に向けた情報発信を推進します。市内外における各種イベントの実施に合わせて、ポスターの掲出や出張ブースの設置等、本市の歴史文化の魅力の発信を行い、阪神尼崎駅・大物駅間の人の流れを創出します。また、歴史博物館において、本区域のまちの移り変わりをテーマとした展示を実施し、本区域の歴史文化を振り返る機会とします。

■重点区域における措置

前記の課題・方針を受けて、計画期間内に本区域で実施する措置は表7-2のとおりです。

表7-2 重点区域の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針重-1 重点区域の取組の推進												
重1	重点区域における取組の発信 重点区域内の歴史文化に関係する各種事業を円滑に進めるため、関係主体に向けた情報発信に取り組みます。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館	○	○	
方針重-2 国指定文化財の保護												
重2	国指定文化財の保護に向けた取組 寺町にある国指定文化財に関わる防災・防火・防犯・修理等の支援を行い、歴史文化遺産を保護します。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館	○	○	
方針重-3 旧尼崎紡績本社事務所の指定・登録												
重3	旧尼崎紡績本社事務所の指定等に向けた取組 旧尼崎紡績本社事務所の指定・登録の方針を検討し、その実現に向けた取組を推進します。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館	○	○	
方針重-4 多様なテーマに沿った歴史文化観光の推進												
重4	テーマ別周遊コースの設定 4つの歴史文化の特徴を体感できるテーマ別周遊コースを設定します。また、観光ガイドとも連携し、周遊コースの周知を図ります。	●	●	●	●	●	●	●	◎商業観光課 ○あまがさき観光局 ○歴史博物館	○	○	
重5	尼崎城や歴史博物館におけるイベント開催 市民や観光客が歴史文化遺産に触れ合う機会を創出するため、歴史博物館等において各種イベントを開催します。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館 ○商業観光課	○		
重6	寺町の歴史文化遺産の公開 信仰の対象であることを配慮した上で、市民や観光客が歴史文化遺産に触れ合う機会の創出を手助けします。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館 ○商業観光課 ○あまがさき観光局	○	○	
方針重-5 市民等と協働した歴史文化遺産の活用												
重7	旧尼崎紡績本社事務所の活用 旧尼崎紡績本社事務所について、市民等の意見聴取を行なながら、様々な利活用方法を検討します。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館	○	○	○
重8	大物川緑地の整備・活用 大物川跡地である大物川緑地について、歴史的経緯を生かしながらも過ごしやすく、使いたくなる公園を目指し、市民とともに整備・活用を進めます。	●	●	●	●	●	●	●	◎公園計画・21世紀の森担当	○	○	○
方針重-6 阪神尼崎駅周辺及び阪神尼崎駅・大物駅間の人の流れの創出												
重9	ポスターや出張ブース等による情報発信 各種イベントにおいて、本市の歴史文化を発信し、大物から寺町にいたる一的な人の流れを創出します。	●	●	●	●	●	●	●	◎商業観光課 ○あまがさき観光局 ○歴史博物館	○	○	○
重10	まちの移り変わりをテーマとした展示の実施 歴史博物館において、重点区域のまちの移り変わりをテーマとした展示を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館	○	○	○
重11	寺町の歴史文化遺産の紹介 寺町の歴史文化遺産を紹介するパネル展を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	◎歴史博物館	○	○	○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「…」は継続的に実施することを示します。

2. 各地区的歴史文化のテーマを生かした取組

(1) 取組の方向性

本市は、大きく分けると中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の6地区（第1章 p.9 図1-1 参照）に分かれ、それぞれの地区に特色ある歴史文化が育まれています。各地区は、生涯学習プラザを拠点に地域課の職員が住民の皆様と地域の課題解決や魅力向上に取り組んでいます。地区ごとに特色ある歴史文化のテーマを設定することで、個性を生かしたまちづくりを進めるきっかけとすることを目指します。



本計画期間内は、各テーマに関連したリーディングプロジェクトを設定し（関連 第6章 p.84 措置4）、各地区の生涯学習プラザを拠点に市民と協働で取り組むことを想定しています。

次ページ以降に、各地区的歴史文化のテーマについてまとめています。

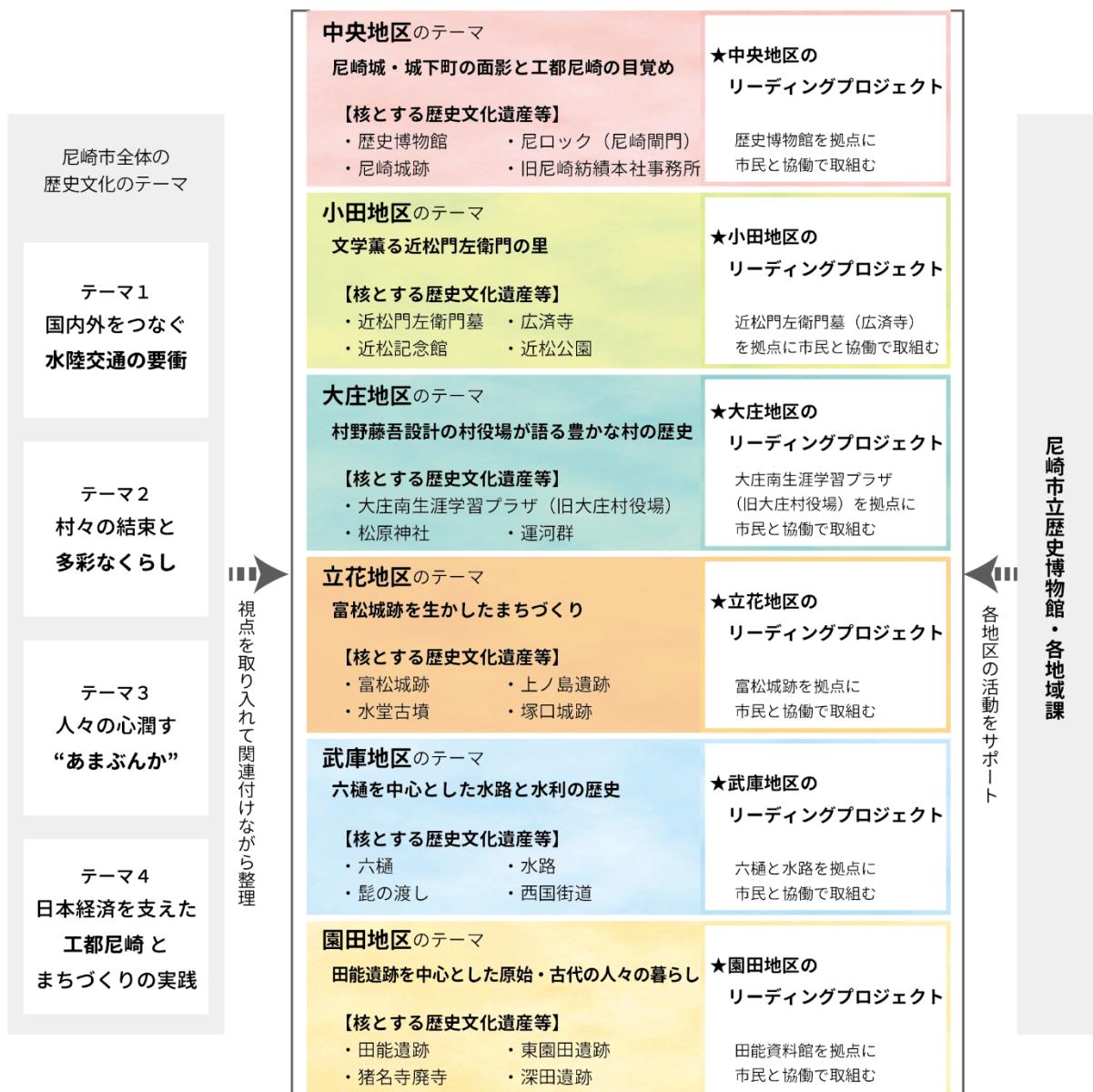


図7-3 各地区的歴史文化のテーマの位置づけ

(2) 各地区的歴史文化のテーマ

■中央地区

テーマ：尼崎城・城下町の面影と工都尼崎の目覚め

中央地区の東部は、平安時代末期に砂洲が陸地化した新地で、河口の最南端に位置することから港湾が発達し、水陸交通の要衝となっていました。

近世になると尼崎城が築かれ、城下町の整備が始まります。第2次世界大戦後に立花地区に市庁舎が移転するまで、本市の行政の中心を担ってきました。地区内は、近世の城下町の整備に伴い、城下に点在していた寺社を城下の北西に集めた寺町や、尼崎藩主松平氏に縁の深い櫻井神社や深正院、大坂への交通の要衝となった辰巳の渡し等があり、旧城下町の名残りが見られます。また、築地地区は近世にはじまった「初嶋大神宮例大祭尼崎城々下町築地だんじり祭」が現在も継承されており、旧城下の賑わいを今に伝えています。

近代以降、臨海部に、尼崎紡績株式会社をはじめ多くの工場が進出し、それを契機として、時代が進むと重工業を含めた工場の進出が盛んになり、工都尼崎と称されるようになりました。このような経済的な発展の一方で、地下水のくみ上げ等を原因とする地盤沈下の問題が出てきましたが、尼崎閘門や防潮堤の新設により、安全で住みよいまちづくりを実現してきました。地区内に、旧尼崎紡績本社事務所等、本市が工都として歩みを始めた時代の歴史文化遺産も受けがれています。また、労働者の生活と娛樂の場であった商店街は今も人々の暮らしと密着して存在しています。

尼崎市立歴史博物館は、こうした本市のあゆみを伝える様々な歴史文化遺産を収蔵・保管しており、本市の歴史文化の拠点となっています。



旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)の保存と活用

旧尼崎紡績本社事務所は明治33年(1900)建築の煉瓦造2階建で現存する尼崎最古の洋館で工都尼崎を象徴する建物です。尼崎紡績は明治22年(1889)設立、大正7年(1918)に摂津紡績を合併、社名を大日本紡績と改め、日本最大の紡績会社になりました。昭和20年(1945)の空襲で尼崎工場は被災し、本市における綿糸生産は終焉ましたが、本社事務所は戦禍を免れ、昭和34年(1959)から日紡記念館(後のユニチカ記念館)として一般公開されました。令和2年(2020)所有者、ユニチカ株式会社(以下、「ユニチカ」)が老朽化と耐震化工事に多額の費用が見込まれることを理由にユニチカ記念館解体の検討が新聞報道され、以降、本市及びユニチカ、兵庫県との間でその保存と活用に向けた協議、検討を進めました。令和2年(2020)11月に兵庫県はユニチカに対し、県が同記念館の寄贈を受け、県立尼崎の森中央緑地へ移築・保存を提案する一方で、

市事業として同記念館の市有地への移築保存に取組むよう要請しました。市議会で同記念館の保存・活用の請願が採択され、同記念館は本市の貴重な歴史文化遺産として保存すべきであること、また周辺地域の魅力向上や活性化等まちづくりの観点から活用が必要であること、さらに財政負担の軽減等も考慮すること等を付して、改めてユニチカ及び兵庫県と協議を行い、建物及び敷地を取得し、現地での保存・活用に取り組むこととしました。令和4年(2022)7月に兵庫県が移築案を撤回し、本市はユニチカと協議を進め、令和5年(2023)3月に、建物及び土地を取得しました。今後は後世に伝える貴重な歴史文化遺産として旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)の保存・活用に向けた取組を推進していきます。



旧尼崎紡績本社事務所見学会

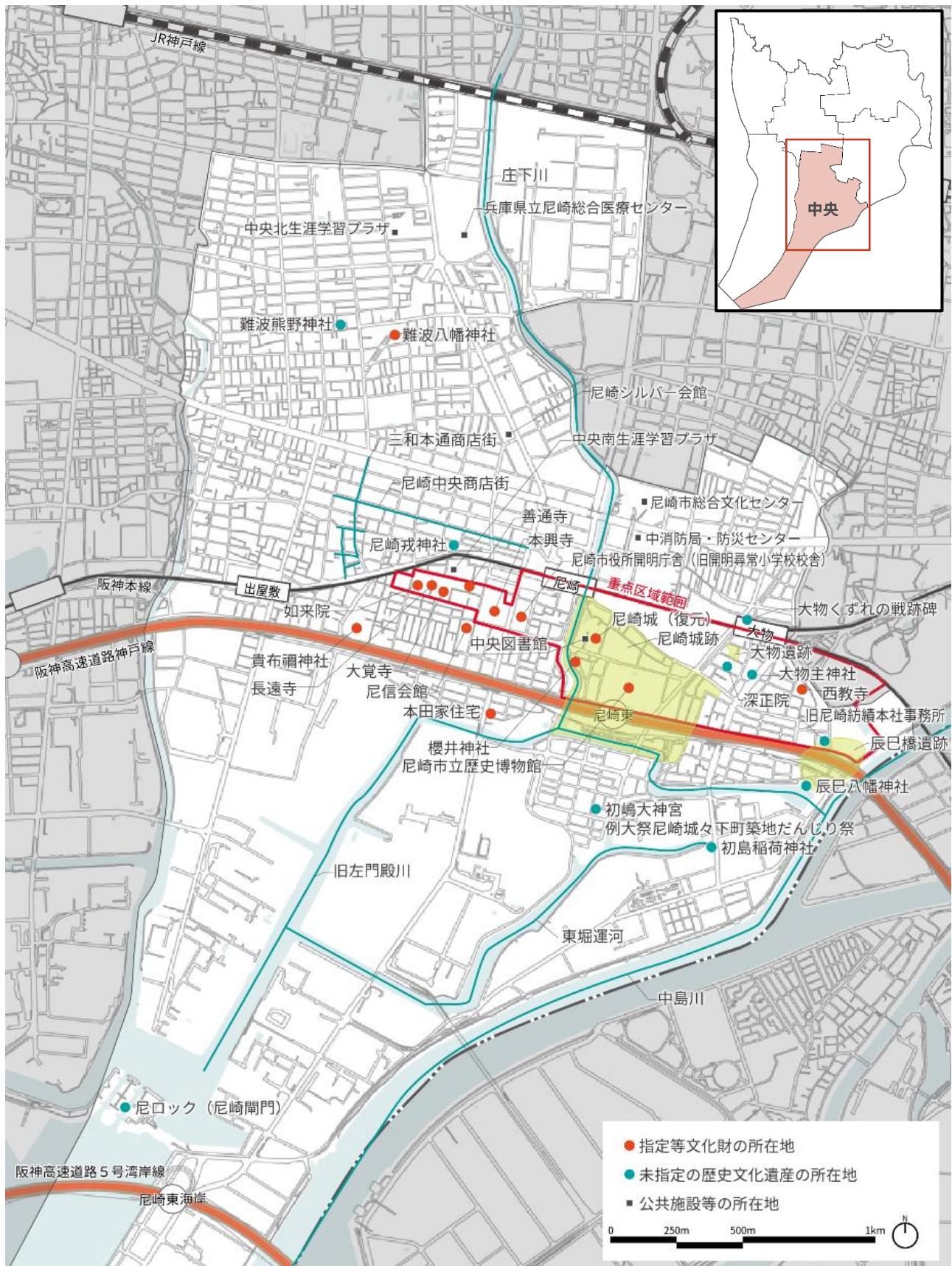


図 7-4 中央地区の主な歴史文化遺産

■小田地区

テーマ：文学薫る近松門左衛門の里

小田地区は、江戸時代の著名な人形浄瑠璃・歌舞伎の作者である近松門左衛門と関係が深く、近松の里として知られています。特に広済寺は近松と縁が深く、広済寺再興の享保元年（1716）の開山講中、翌享保2年（1717）の開山百講中連名や過去帳にも近松の名が見られ、母親の供養を行った記録等も残されています。また、境内に墓所が設けられており、昭和41年（1966）9月2日に国指定史跡に指定されました。墓石の表に近松門左衛門と妻の戒名が、裏に没年が刻まれています。享保9年（1724）11月22日に亡くなったので、毎年、命日の前後の日曜日には近松祭が催され偉大な人形浄瑠璃・歌舞伎の作者を顕彰しています。本堂裏には「近松部屋」という、六畳二間、奥座敷四畳半の建物があり、ここで執筆したとの話も伝わっています。

昭和50年（1975）に広済寺に隣接して近松記念館が開設され、さらに周辺を近松公園として整備し、この周辺一帯を「近松の里」と名づけ、歴史と文化がふれあう魅力あるゾーンとして整備しています。



遺跡の不時発見を防ぐ。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と遺跡推定地

本市には弥生時代の集落跡、奈良時代以降の荘園、江戸時代の城跡や城下町等の各時代の数多くの遺跡が知られています。とりわけ、昭和40年（1965）の田能遺跡発見を契機に阪神間でいち早く埋蔵文化財専門職員を採用し、文化財保護に取り組んでおり、昭和44年（1969）度～昭和50年（1975）度に本市北部の農地を中心に遺跡分布調査を行いました。一方、本市南部は阪神工業地帯の中核をなす工業都市として早くから都市化が伸展し、市街地化が進んでいたため、調査を実施できませんでした。昭和57年（1982）、尼崎市文化財保護条例の制定により、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）だけではなく、分布調査は実施できませんでしたが、文献資料から中世の荘園があったと推測される小田地区を中心に、「中世荘園推定地」を設定し範囲を示したほか、遺跡の周辺部等も「遺跡推定地」として、掘削工事時に埋蔵文化財担当職員が、遺構や遺物の有無を確認することで新たな遺跡の発見や既知の遺跡の範囲の確認に努めてきました。



遺跡推定地における埋蔵文化財担当職員による立会調査

昭和61年（1986）に、『尼崎市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』を刊行し、平成元年（1989）～平成26年（2014）までは毎年「尼崎市埋蔵文化財遺跡分布地図及び手引き」を発刊し、直近の状況を反映した遺跡範囲の周知と土木工事等に関わる埋蔵文化財の手続きを示すことで埋蔵文化財の保護を図ってきました。平成27年（2015）からは「尼崎市埋蔵文化財取り扱い手引き」として市民・事業者に配布するとともに、市ホームページに掲載し遺跡分布地図の閲覧もできるようにし、利便性の向上に努めています。

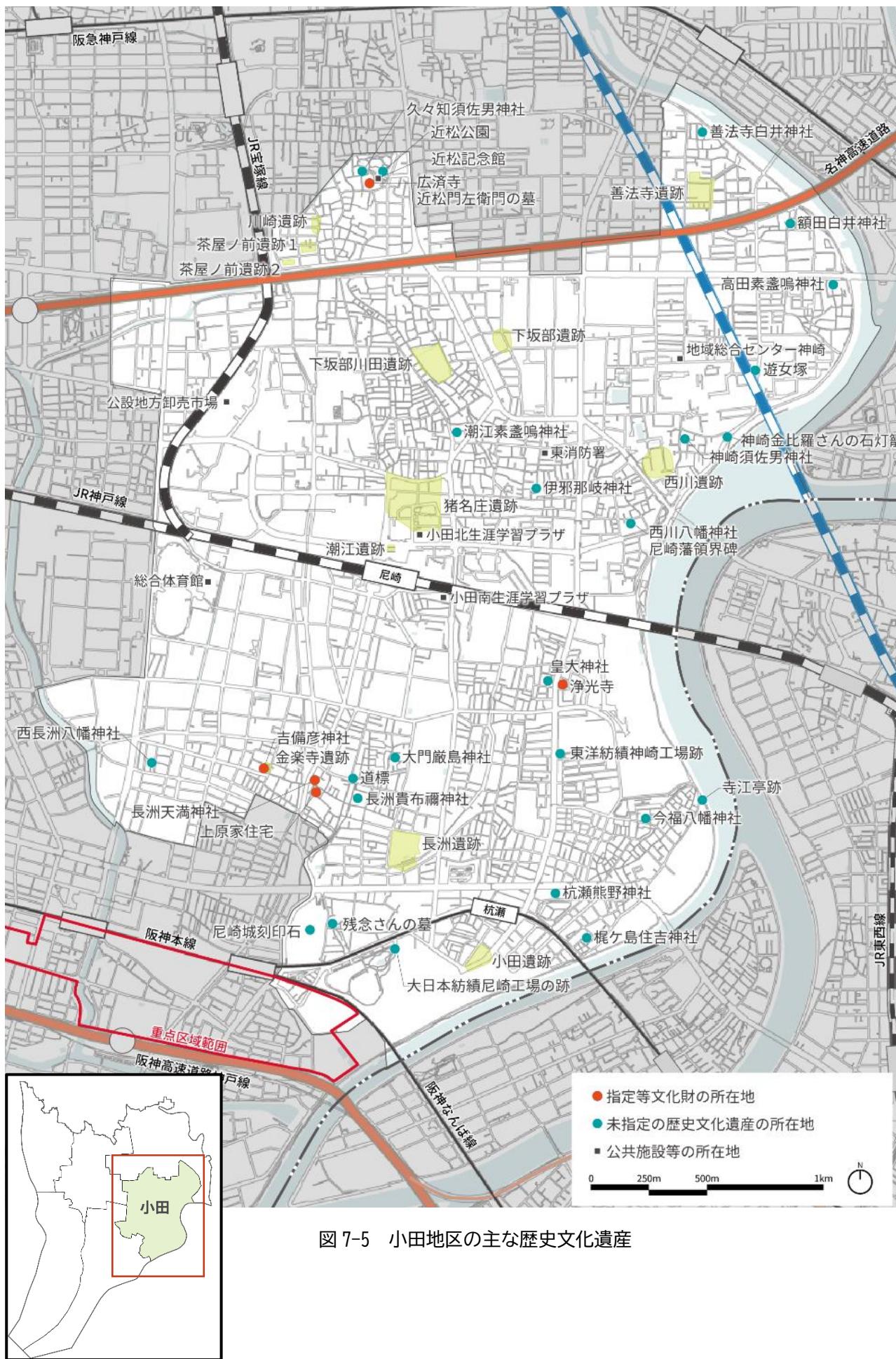


図 7-5 小田地区の主な歴史文化遺産

■大庄地区

テーマ：村野藤吾設計の村役場が語る豊かな村の歴史

おおしょう
大庄 地区は江戸時代、米作に向かない土地で、上質な木綿・尼諸等商品作物を栽培し、近辺の海での漁獲もあり、農業・漁業を中心としながら豊かに暮らしていました。明治時代、近くに上質な木綿を使用した製糸工場が作られ、更に暮らしが豊かになると思われましたが、製糸工場で輸入木綿が使用されるようになり木綿の栽培は下火になり、それにかわり、尼諸の栽培が暮らしを支えました。また、工場も徐々に建設され、昭和5年（1930）以降は、尼崎築港会社による大規模な臨海工業地の埋め立てが進み、鉄鋼・電力を中心とする重化学工業地帯となりました。それに伴い人口も増大し、当時「日本一裕福な村」と呼ばれるようになりました。そのことを象徴する建物が、昭和12年（1937）に建設された大庄村役場です。設計者は文化勲章受賞者で、日本を代表する建築家のひとりである村野藤吾氏です。茶褐色のタイルが外壁全面に貼られ、そのところどころに動植物のレリーフが飾られているのが特徴です。
きひん
2階の旧貴賓室は建設当初の姿をよく留めており、当時の村の裕福さを感じることができます。



尼諸復活

江戸時代後期から本市の臨海部は、「尼諸」と呼ばれたさつまいもが盛んに栽培されました。尼諸は夏に市場に流通する大変甘いさつまいもとして珍重された本市を代表する農作物でしたが、昭和9年（1934）の室戸台風の高潮被害により衰退し、昭和25年（1950）のジェーン台風の高潮被害により完全に絶滅してしまいました。平成11年（1999）、尼崎公害患者・家族の会が中心となり「公害の無いまち尼崎」のシンボルとして尼諸を復活させるプロジェクトが開始されました。同会は尼崎市教育委員会歴史博物館準備室（当時）の協力を得て、尼諸の歴史や品種について調査し、尼諸の品種は「四十日」、「尼ヶ崎赤」が有力であることがわかりましたので、平成12年（2000）から「四十日」、「尼ヶ崎赤」の栽培を開始しました。平成13年（2001）に尼諸復活に向けた市民グループ「尼いもクラブ」が結成され、尼いもクラブは「四十日」を復活した尼諸の品種と特定し、平成15年（2003）に「尼いも復活宣言」を行いました。また、平成13年（2001）からは市内の学校園での尼諸栽培が始まり、現在でも毎年20校園程度が歴史博物館から苗の提供を受けて、尼諸の栽培を行っています。平成17年（2005）に本市農政課が農協の協力を得て尼諸の栽培を開始しましたが、生での市場流通は困難であったため、尼諸を原料とする焼酎「尼の雫」を製造することになりました。また、平成23年（2011）からは尼崎商工会議所が中心となって尼諸を使った尼崎の特産品づくりに着手し、これまでに尼諸の蔓の佃煮等を詰め合わせた「尼いもづくし」や「尼いもごはんの素」等の商品を開発し、販売しています。尼諸復活から約20年を経た現在、尼諸を栽培し、普及させる取組は、産官学協同で行われています。



小学校での尼諸の苗の植え付け

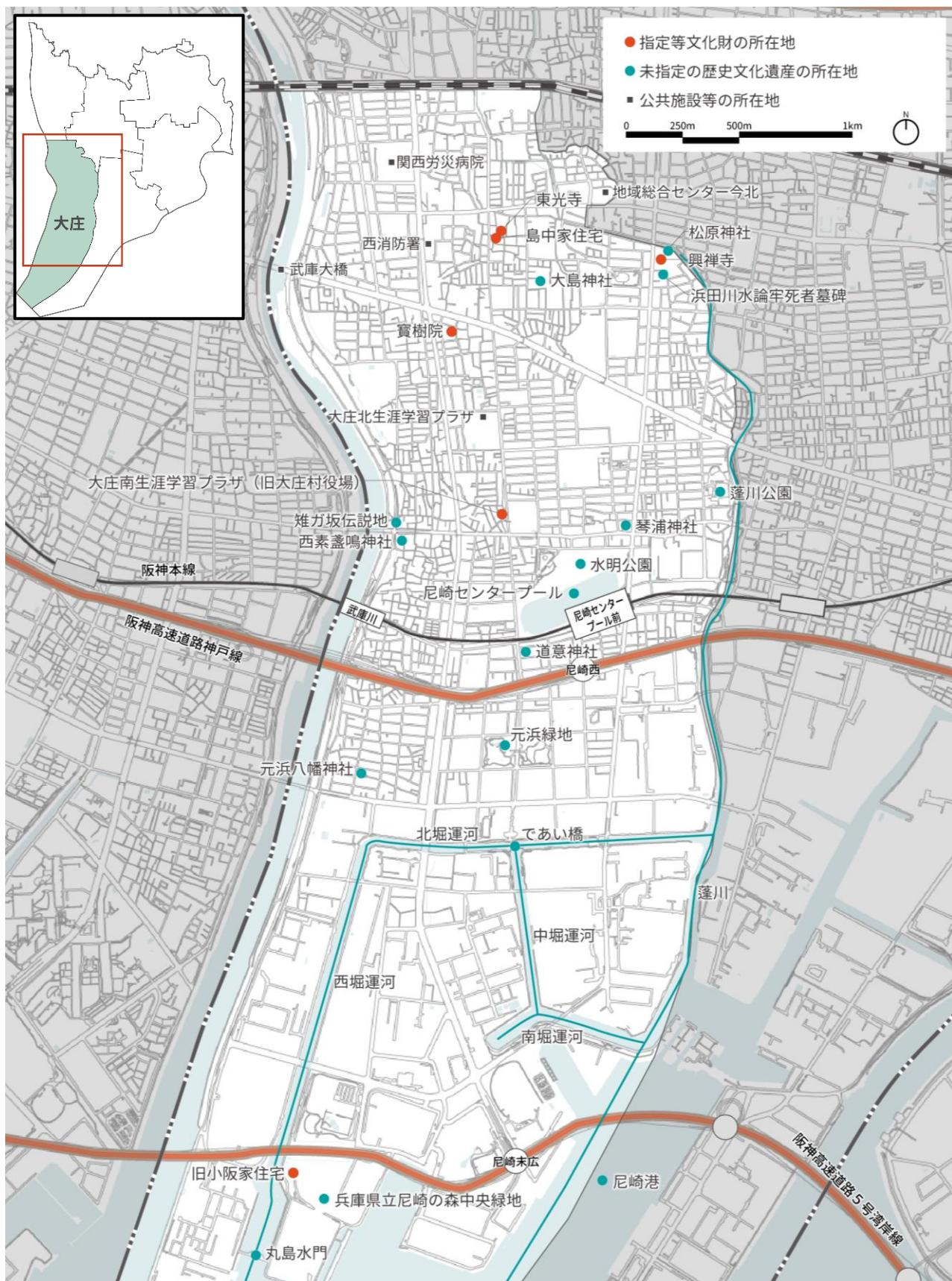


図 7-6 大庄地区の主な歴史文化遺産

■立花地区

テーマ：富松城跡を生かしたまちづくり

富松城跡は、立花地区にあった中世の城館で、中世の尼崎城と伊丹城（有岡城）、越水城の中間にあたることから、戦略上の拠点として重視され、当時の古文書や合戦記等にも記述が残されています。現在も土壘と堀跡が一部残っており、戦国時代における本市の往時の様子を今に伝える貴重な歴史遺産ですが、土壘の残る土地については国による競売により、売り扱われる可能性もありました。しかし、「富松城跡を活かすまちづくり委員会」と協働で富松城跡の保存と活用について取り組んできた成果が実り、令和元年（2019）度に土壘部分の市有地化が完了しました。現在はより活用できるように整備を含め、将来の姿を共に模索しているところです。

塚口は伊丹から神崎に至る伊丹街道（有馬道）の重要な通過地点であり、応永16年（1409）に建てられた塚口御坊を中心とする一向宗の寺内町でしたが、戦国の動乱の時期に防御を固めるために高い土壘を築き周囲に堀をめぐらした城となったと考えられています。天正6年（1578）の荒木村重と織田信長との合戦の際に、信長軍の一部は塚口に進駐し、伊丹城（有岡城）攻めの拠点としました。その後、荒木村重一族は七松の地で処刑されました。塚口に、現在も土壘跡や堀跡が残ります。また、七松八幡神社に、処刑された荒木村重一族の靈を弔う「故六百三十餘人之碑」が建てられています。

この様に、立花地区は中世の戦乱にまつわる様々な歴史文化遺産が受け継がれています。これらを、富松城跡を中心にして結び、まちづくりに生かしたいと思っています。



歴史遺産を生かした市民との協働のまちづくり 富松城跡

富松城跡は平地に築かれた戦国時代の城館跡です。これまでの発掘調査で土壘と二重の堀を備えた東西150メートル以上、南北200メートル以上の規模の城館であったと考えられています。現在、城の西側の守りとして築かれた土壘と堀の一部が残されています。

この土壘が残る土地は、長年私有地として個人により守り伝えられてきましたが、平成13年（2001）に発生した相続により、国に物納されて国有財産となりました。地域の人々に長年親しまれてきた歴史文化遺産である富松城跡（土壘）滅失の危機が迫ったことで、平成14年（2002）「富松城跡を活かすまちづくり委員会」が結成され、その歴史的価値を広く紹介し保存を求める諸活動が展開されました。

本市は富松城跡の文化財としての価値及び、市民からの度重なる保存要望に鑑み、競売手続きの保留を国に要望し、協議を重ねた結果、平成17年（2005）に暫定的な措置として本市が土地の管理委託を国から受託することで当面の保存が図されました。平成27年（2015）までの受託期間中も国との協議を重ね、取得に向けて調整するとともに、平成26年（2014）に、「歴史遺産（富松城跡）保存活用懇話会」を開催し、富松城跡の保存・活用に向けた検討を進めました。その結果、平成28年（2016）9月に本市が用地取得して保存が図されました。翌10月に地域住民が主体となって「第1回富松城跡まつり」が開催され、その後毎年10月に「富松城跡まつり」が開催されています。

富松城跡を守り、伝え、市民共有の財産として活用を図る取組が、「富松城跡を活かすまちづくり委員会」をはじめとした市民との協働のまちづくりとして進められています。



戦国歴史ウォーク

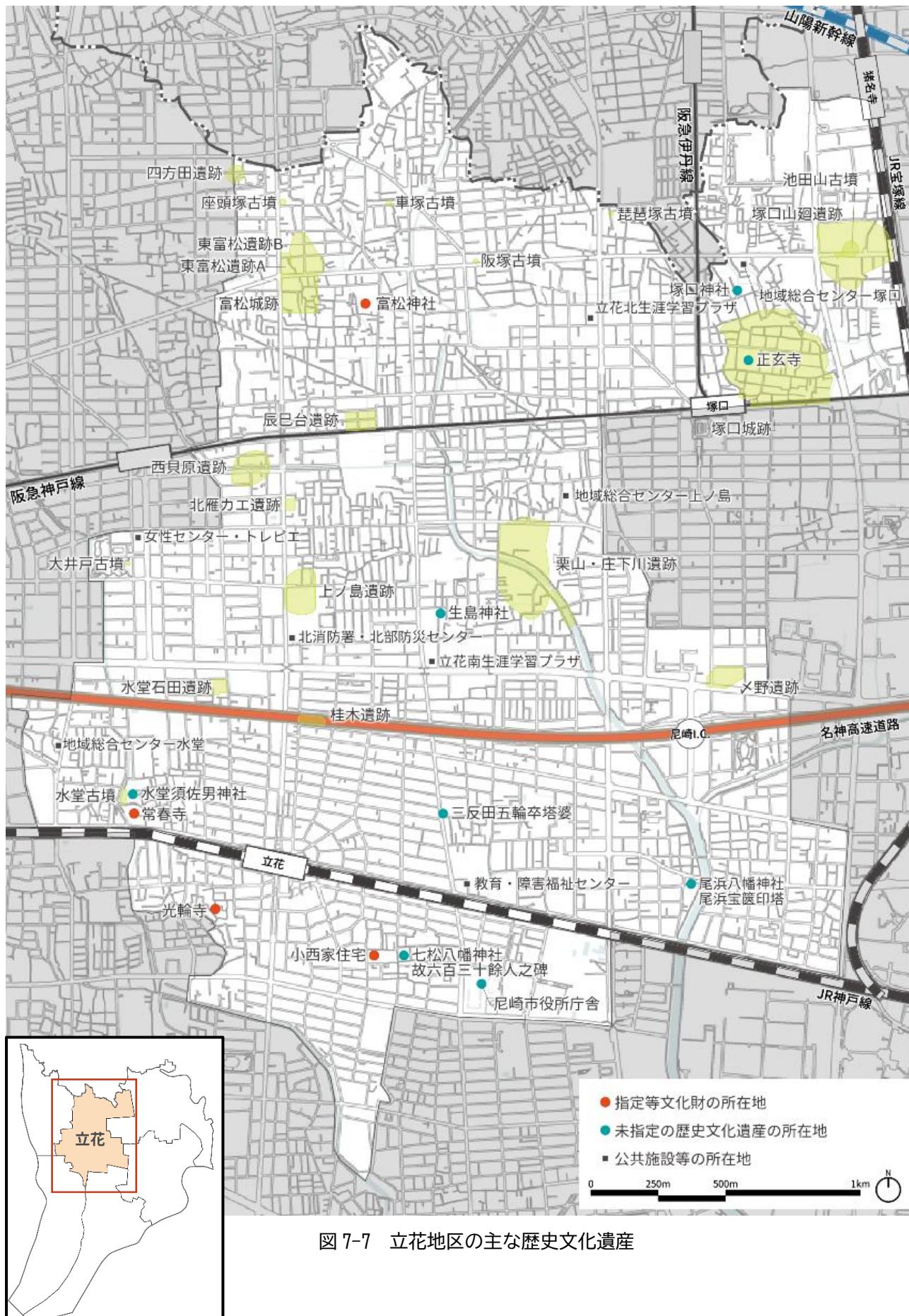


図 7-7 立花地区的主な歴史文化遺産

■武庫地区

テーマ：六樋を中心とした水路と水利の歴史

武庫地区は、伊丹台地と武庫川の沖積作用により形成された土地です。伊丹台地上は、弥生時代の遺跡が数多く見つかっており、中でも武庫庄遺跡は弥生時代中期を中心とした集落跡で、集落の中心的建物と考えられる大型掘立柱建物が見つかっており、この建物の柱穴からヒノキの柱根8本が出土し、年輪年代法による年代測定の結果、弥生時代中期は紀元前1世紀に始まると考えられていた実年代観から約100年遡る結果が得られた重要な遺跡となっています。

このように、人々は古くから農業を営み、生活を送ってきました。地区内は、農業や水利に関する様々な歴史文化遺産が受け継がれ、現在も使用されています。特に、「六樋」は特筆すべきものです。

中世末から近世初期にかけて武庫川東岸の上流から順に野間樋（富松樋）、生島樋、武庫樋、水堂樋、守部樋、大島樋という6つの武庫川からの取水樋が設けられ、村々に用水を供給していました。これら用水に関して、江戸時代を通じてしばしば水論が生じました。大正12年（1923）に着工された武庫川改修工事に際し、この六樋の合併工事が行われ、昭和3年（1928）に完成しました。あわせて、この合併樋を管理する武庫川六樋合併普通水利組合が設立されました。

また、地区内には須佐男神社が数多く鎮座していますが、これは五穀豊穣を願うとともに、「水害から地域を守ってほしい」という人々の願いの現れだと思われます。



震災と埋蔵文化財—全国初となる派遣職員による発掘調査(道ノ下遺跡)ー

阪神・淡路大震災直後の埋蔵文化財保護行政は、平成7年（1995）5月31日までに着工する電気・ガス・上下水道・電話・道路・河川・橋梁・鉄道等の復旧、仮設住宅の建設、倒壊家屋等の除去・整地、その他緊急を要する工事の場合、埋蔵文化財の届出を不要とする緊急対応の措置が講じられました。さらに平成7年（1995）6月1日～平成10年（1998）5月31日までは、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」が示され、この基本方針に基づく「埋蔵文化財の取り扱いマニュアル」が作成されました。

また、復旧・復興に係わる発掘調査の経費負担に関しては、一部を除き震災関連事業として、公費で行われることになりました（「震災の特例」は平成11年（1999）まで延長）。人的支援については、発掘調査等の増大が想定されることと復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護の整合を図るため、平成7年（1995）7月～平成10年（1998）3月まで被災市町等で行われる復旧・復興事業に伴う発掘調査に全国の都道府県・政令指定都市等から埋蔵文化財担当職員の派遣が行われました。本市で全国初となる派遣職員による発掘調査が道ノ下遺跡で行われ、その後、平成7年（1995）7月10日～平成10年（1998）3月24日まで、6遺跡・8か所、約9,500平方メートルの発掘調査が実施され、16府県・延べ22人の埋蔵文化財担当職員の協力を受けました。



道ノ下遺跡の発掘調査

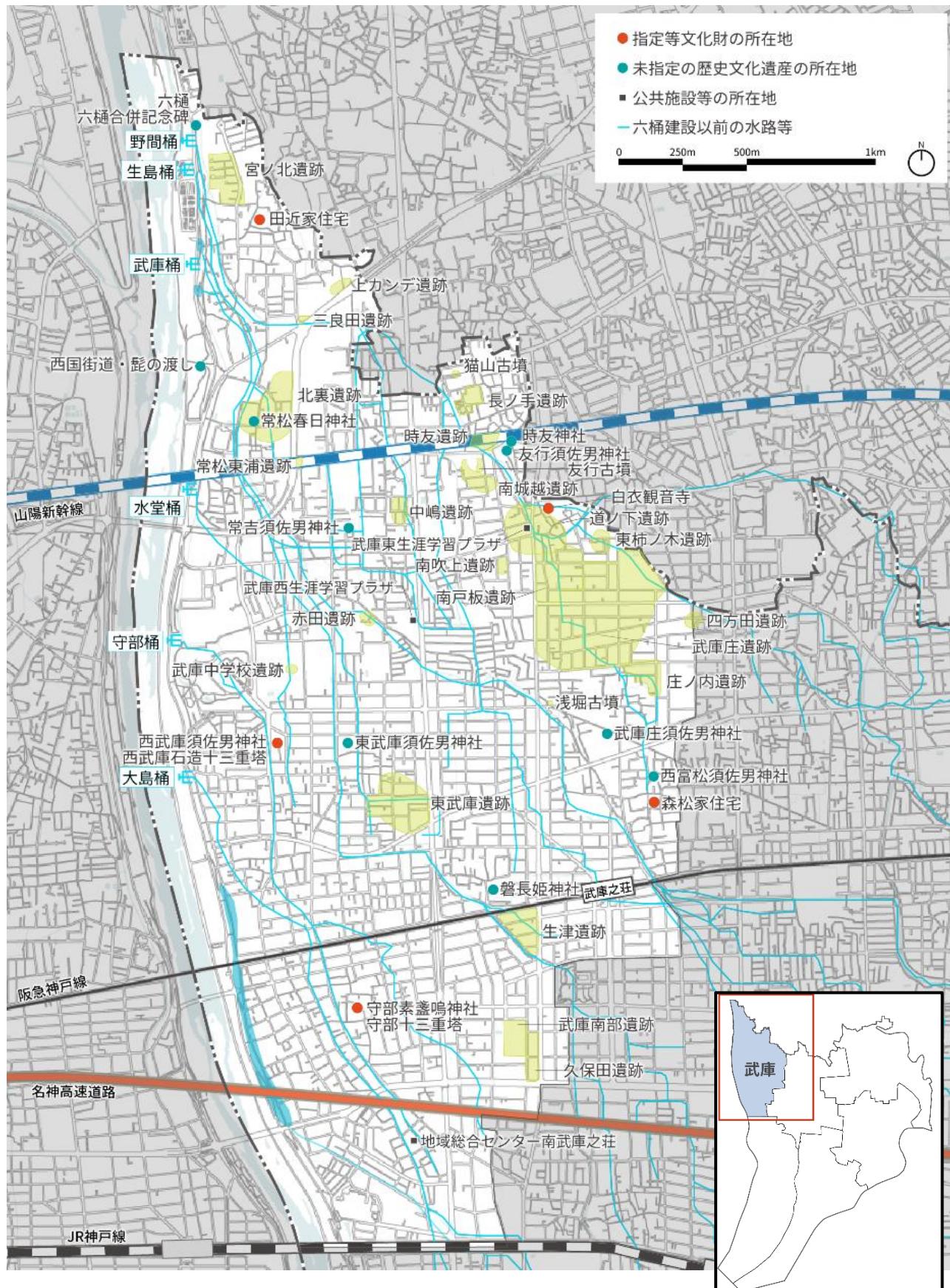


図 7-8 武庫地区の主な歴史文化遺産と六桶建設以前の水路等

■園田地区

テーマ：田能遺跡を中心とした原始・古代の人々の暮らし

園田地区は、本市の中でも早くから土地が形成され、弥生時代から人々の生活が脈々と営まれてきました。田能遺跡・古宮遺跡・藻川川床遺跡・猪名川川床遺跡等で、縄文土器が出土しており、近辺での集落跡が想定されます。田能遺跡は、弥生時代全期間にわたる集落跡で、東西 110m、南北 120m の範囲内に拡がり、住居跡・土坑・溝・柱穴のほか無数の小さな穴が見つかりました。さらに木棺墓・木蓋土坑墓・土坑墓・壺棺墓・甕棺墓等の墓を 17 基発見し、そのうちの第 16 号墓において 632 個以上の碧玉製管玉が胸部付近から、第 17 号墓において左腕に白銅製の釧（腕輪）を身に着けた状態で発見されました。大量の土器や石器の他、銅鏡・ガラス玉・加工痕の残る碧玉原石・ヒスイの勾玉、木製品、植物製品、獸骨・貝殻等の自然遺物等たくさんの遺物が発見され、弥生時代近畿地方の墓制や生活を解明するにあたって学術上価値の高い遺跡として国の史跡に指定され、公園となっています。

弥生時代から続く集落遺跡は多数有り、古宮遺跡で一辺約 14m の方形周溝墓 1 基他が発見されており、この方形周溝墓の周溝から多量の弥生土器が出土し、墳丘部から 5 基の木棺墓を含む墓杭が見つかっています。神楽田遺跡で弥生時代の木棺墓が 12 基、中世の木棺墓が 1 基見つかっています。東園田遺跡で弥生時代後期から古墳時代後期の竪穴住居、掘立柱建物、溝状遺構、土坑、ピット、流路のほか、弥生時代中期の落込み状遺構、鎌倉時代の土坑等が見つかっており、弥生時代から古墳時代にかけての大量の遺物が出土しています。中でも約 500 個のイイダコ壺がまとまった状態で出土し、その中の 1 つだけに鹿の絵が刻まれたものが見つかっています。他にも、御園古墳や大塚山古墳、猪名寺廃寺等古代の有力者層の存在を示す遺構が見つかっており、古くから人々の営みが連綿と続いている地域です。



市民が守った遺跡 田能遺跡

田能遺跡は、昭和 40 年(1965)工業用水配水場建設時に偶然発見されました。当時は地盤沈下対策として配水場建設は欠かせない事業で、本市だけでなく西宮市、伊丹市との三市共同事業であったこともあり、容易に工事を止めることはできませんでした。ブルドーザー等の重機が遺跡を破壊する中、全国から集まった考古学研究者や学生、地元の中高生、市民が懸命に発掘作業にあたった結果、貴重な発見が相次ぎます。その状況を目の当たりにした市民が中心となって遺跡の保存運動が巻き起こります。

結果、遺跡の大半は建設工事で既に破壊されていましたが、市民の懸命な保存運動によって、貴重な遺構が確認された部分が保存されました。昭和 44 年(1969)に国の史跡に指定され、翌 45 年(1970)に史跡公園として整備され田能資料館が開館します。

田能遺跡は弥生時代の大集落であり、近畿地方で初めて弥生時代の墓制が明らかになった遺跡として学術的価値の高い遺跡であるとともに、文化財保護運動の先駆けとなった遺跡です。現在も毎年、地域住民が主体となって「田能遺跡まつり」が開催され、市民に親しまれ、愛されている遺跡と言えます。



田能遺跡まつり

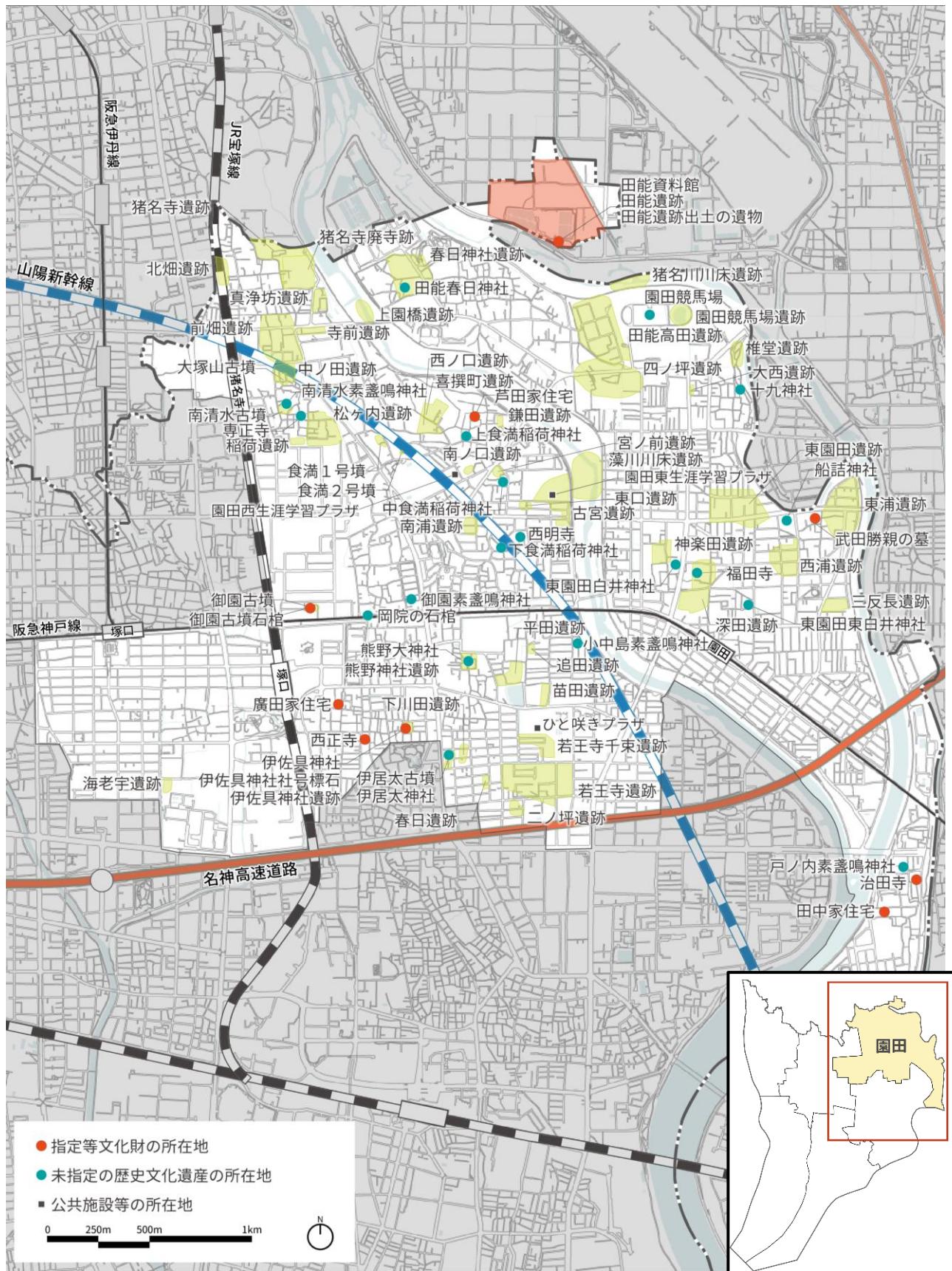


図 7-9 園田地区の主な歴史文化遺産

(3) 具体的な取組

各地区のリーディングプロジェクトを、下記の通り設定し、第6章（p. 84）措置4として推進します。

■中央地区（テーマ：尼崎城・城下町の面影と工都尼崎の目覚め）

尼崎城の名残を探して：尼崎城は明治の廃城令以降、^{じょうかく}城郭の名残が無くなるほど改変されてきました。しかし、堀跡が公園に、工事や発掘調査で出土した尼崎城の石垣の再利用、石碑等、尼崎城名残の歴史文化遺産があります。それらを探す、記録する、めぐる等、市民と協働で昔の尼崎城の姿を探索します。

工都尼崎のにぎわい体感プロジェクト：近現代に工都として成長した本地区の歴史を伝える近代建築や、流通を支えた運河や尼ロック（尼崎閘門）、労働者や家族の生活を支えた商店街等の歴史文化遺産を一体的にめぐるまちあるきイベントの開催やマップの作成等を市民と協働で行います。

■小田地区（テーマ：文学薫る近松門左衛門の里）

「近松学習充実」プロジェクト：近松学習を充実させるために、「近松の里」（広済寺・近松門左衛門墓・近松記念館・近松公園周辺）の魅力増進に努め、SNS等を使用したPRを行い、今までと違った視点で改めて「近松の里」を近松学習の場とするためのイベント開催等に取り組みます。

■大庄地区（テーマ：村野藤吾設計の村役場が語る豊かな村の歴史）

旧大庄村役場魅力発信プロジェクト：戦前より地域の中心としての役割を担ってきた村野藤吾設計の^{むらのとうご}旧^{おおしょう}大庄村役場の歴史的価値と建築的価値を発信するため、「日本一裕福な村」と呼ばれた大庄村のパンフレット作成を市民と協働で行います。また、市民だけでなく、観光客にも広くその価値に触れてもらう機会を創出するため、SNSを通じた発信や、見学会等を継続的に開催します。

■立花地区（テーマ：富松城跡を生かしたまちづくり）

富松ひとめぐりプロジェクト：富松地区は、^{とまつ}富松城・富松神社・西運寺・^{さいうんじ}真光寺・円受寺・^{えんじゅじ}旧街道・^{とうひょう}道標・^{とうひょう}古い町並み等が点在しており、中世の面影が色濃く残しています。^{とまつ}富松城跡を中心に、史実を基に近隣の城跡に向かう戦国歴史ウォーク、旧街道や歴史文化遺産を一体的にめぐるための整備やまちづくり活動について市民が主体的に参画できるよう、幅広く展開していきます。

■武庫地区（テーマ：六樋を中心とした水路と水利の歴史）

「水のめぐみ」とふれあいプロジェクト：「水」をテーマに、歴史文化遺産とふれあう取組を推進します。武庫川^{むこ}や六樋^{ろくひ}等の水路、交通路として機能した髭の渡し、水の安全を願う神社、^{ひげ}武庫一寸^{わたり}等の特色ある農作物等を分かりやすく発信するほか、六樋から流れる水路を巡るウォーキング等を企画します。

■園田地区（テーマ：田能遺跡を中心とした原始・古代の人々の暮らし）

原始・古代の暮らし発見プロジェクト：田能遺跡を中心に、地区内にある多数の原始・古代の集落遺跡や古墳、古代寺院、式内社等をめぐる等、本市でも早い時期から展開された人々の暮らしを体感できる取組を展開します。また、田能資料館は、勾玉づくりや土器づくり等、大人から子どもまで楽しめる様々な体験プログラムを実施するとともに、地域活動の拠点として位置付けます。

第8章 歴史文化遺産の防災・防火・防犯

1. 過去の災害等における歴史文化遺産の被害

(1) 過去に発生した災害等の概要

■風水害

本市は、平坦な地形であり、武庫川や猪名川・藻川をはじめ多くの河川が流れています。また工業用水の汲み上げによる地盤沈下から、本市南部は海拔ゼロメートル地帯が広がっており、これまで多くの風水害が発生しています。

特に大きかったのは、昭和9年（1934）に発生した室戸台風と、昭和25年（1950）に発生したジェーン台風による高潮被害です。室戸台風により本市で146人が、ジェーン台風により22人の死者が出ました。また、農地や工場、堤防、公共施設への被害も大きいものでした。

ジェーン台風以降は、防潮堤整備等により大規模な水害の危険性が軽減しているものの、地球温暖化の影響により台風や局地的大雨により今後も風水害が発生する危険性があります。



ジェーン台風で浸水した
国道2号

■地震災害

兵庫県内で、有史以来、震度5以上の地震動を与えたと推定される地震は31回発生しています。これらの地震のうち、平成7年（1995）1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災、マグニチュード7.3）により、本市は推定震度6に見舞われ、死者49人（本市での死亡者数）、負傷者7,145人（重傷者1,009人・軽傷者6,136人）等大きな被害を受けました。指定文化財（国指定4件・県指定5件・市指定5件）も、倒壊、傾斜、破損等の被害があり、それぞれ修理復旧をしました（表8-1）。市指定文化財等を展示していた旧文化財収蔵庫は、展示中の 三角縁神獣鏡（水堂古墳出土）や土器が展示ケースのガラスを割って外に飛び出しており、その修復作業は難航しました。現在は、割れた鏡も綺麗に接合し修復しています。

その他、本市に影響を及ぼした代表的な地震として、貞觀10年（868）の播磨国地震（マグニチュード7.0以上）、天正7年（1579）の摂津地震（マグニチュード6.0±1/4）、昭和21年（1946）の南海地震（マグニチュード8.0）等があります。



兵庫県南部地震で傾いた
長遠寺客殿



倒壊した素盞鳴神社拝殿から救出
されたおかげ踊り図絵馬
※p.57, 69に修復した絵馬
の写真があります。



旧文化財収蔵庫
展示室の被害状況

表 8-1 阪神・淡路大震災における指定文化財の被害と修理工事の内容

名称	指定区分	被害の程度	修理工事の内容	修理期間
本興寺方丈	国指定	大	半解体工事、耐震診断・耐震補強済	36か月
本興寺開山堂	国指定	中	部分修理、耐震診断・耐震補強済	33か月
長遠寺本堂	国指定	中	部分修理、耐震診断・耐震補強済	39か月
長遠寺多宝塔	国指定	大	部分修理	35か月
長遠寺客殿	県指定	大	半解体修理、耐震診断・耐震補強済	31か月
長遠寺庫裡	県指定	大	建起こし・補強工事	31か月
長遠寺鐘楼	県指定	大	屋根葺替・部分修理	31か月
富松神社本殿	県指定	小	屋根葺替・部分修理	3か月
石造十三重塔	県指定	倒壊	組み直し・フェンス設置	—
長洲天満神社本殿	市指定 ^{※1}	小	屋根葺替・部分修理	7か月
本興寺鐘楼	市指定 ^{※2}	小	半解体修理	18か月
本興寺三光堂向唐門	市指定	中	部分修理	—
おかげ踊り図絵馬	市指定	大	燻蒸・クリーニング、剥離止め、破損部接合、欠損部復元	11か月
水堂古墳出土品	市指定	中	クリーニング、脱塩、破損部接合	11か月

※1・2：平成7年（1995）時点では市指定、※1：平成14年（2002）に、※2：平成15年（2003）に県指定となりました

■津波

過去に発生した東海・東南海・南海地震は、近畿圏だけでなく広い範囲に津波を発生させ、家屋流出、死者をはじめとする甚大な被害をもたらしました。昭和21年（1946）12月21日の南海地震による本市の被害は不明ですが、兵庫県内で50人の死者が発生しました。

■大規模な火災

近年は、平成7年（1995）の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の際の火災をはじめとして、平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の際の火災、平成28年（2016）糸魚川市大規模火災、令和6年（2024）能登半島地震の際の火災等があります。文化財が直接被災した大規模な火災としては、令和元年（2018）の首里城火災がありますが、本市は近年、大規模な火災等による歴史文化遺産の被害はありません。



倒壊した西武庫須佐男神社石造十三重塔
※p. 31に塔身盗難前と復元した十三重塔の写真があります。

■盗難

過去に、歴史文化遺産が盗難により所在不明となる被害があります。兵庫県南部地震の際に、県指定文化財である西武庫須佐男神社石造十三重塔が倒壊し、修復までその場に保管していた所、震災後の混乱もあり、塔身が盗難に遭いました。

（2）今後発生する可能性のある災害

■風水害

ア. 洪水

本市は、地盤が低く河川は自然流下が著しく制限されており、内水排除に課題があります。また、河川流域全体の開発が進み、流域が本来持つべき保水・遊水機能が低下しています。この様な状況から、集中豪雨や台風期の大雨等については、河川のはん濫や堤防の決壊等の大水害を起こす危険性があり、本市の東の境となる猪名川と藻川、西の境となる武庫川の周辺は浸水の恐れがあります。

イ. 台風

本市は、過去室戸台風、ジェーン台風等、台風の被害がたびたびもたらされており、近年は日本国周辺での発生数、日本国への上陸数ともに増加傾向を見せてています。台風の進行方向前面に前線があるときは、大雨に対する警戒が必要です。

ウ. 高潮

本市は、昭和25年（1950）9月のジェーン台風の後、^{ぼうちょうてい}防潮堤をはじめ護岸、排水、下水路等が整備され、高潮による危険性は低くなっていますが、JR神戸線以南の地域に、海拔0m以下の場所も有り、浸水区域となる恐れがあります

エ. 局地的な大雨

近年は、局地的な大雨による浸水被害が多発しており、短時間に積乱雲が発生発達するため、迅速な降雨予測が困難であること等から、本市においても想定外の激しい降雨が水害を引き起こす危険性が増しています。

オ. 龍巻

竜巻は、日本の至る所で発生し、季節を問わず、台風、寒冷前線、低気圧に伴って発生することから、本市もその危険性が挙げられます。

■地震災害

ア. 内陸型地震

本市やその周辺は、上町断層帯や六甲・淡路島断層帯、大阪湾断層、有馬一高槻断層帯等が位置しており、表8-2のような大地震が発生する可能性が高いと想定されます。本市全域が比較的揺れやすく、市内最大震度が7であった場合、市域一帯は震度6強以上になると想定されます。

表8-2 想定地震の概要

想定する地震	特徴	規模
上町断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率2～3%と高い地震。 県の大都市圏の阪神、神戸、東播磨沿岸域に大きな被害が発生します。 特に兵庫県への影響、さらには震災時の救助、復旧応援の要となる大阪府が甚大な被害を受ける地震であり、大阪府のみならず関西圏、中日本、東日本からの応援が完全に停止します。 	マグニチュード7.5 市域最大震度7弱
山崎断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率0.03～5%と高い地震。 県中部から西部にかけての都市部や中山間地域を横断する断層であり、広範囲にわたり大きな被害が発生します。 西日本の東西の主要交通網（鉄道（新幹線）、国道・高速道路（中国道・山陽道））に大きな被害が発生します。 	マグニチュード8.0 市域最大震度6弱
養父断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率0.45%の地震。 県北部の中山間地に大きな被害が発生します。 日本海沿岸域の東西の主要交通網（鉄道）に大きな被害が発生します。 	マグニチュード7.0 市域最大震度4以下
中央構造線断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率0.005～1%の地震。 市街地を中心とした局所的な地域に被害が集中する地震。 淡路島の市街地（地方都市）に大きな被害が発生します。 	マグニチュード7.7 市域最大震度5強

イ. 海溝型地震及び津波

兵庫県によると、南海トラフを震源とする地震発生時、本市における最大震度は震度6強であり、本市全域が比較的揺れやすいため、被害が大きくなることが想定されます。また、最大4mの津波が到達すると想定されており、中央地区が特に津波の影響等により多数の被害が想定されているほか、本市南部の埋立地を中心に液状化発生の危険性が想定されます。

■大規模火災

本市で、道路や公園等が十分に整備されておらず、木造の建物が密集している市街地を密集市街地と呼び、一定の基準に基づき、災害が起きた時の危険度が高い順に重点密集市街地、緊急密集市街地、密集市街地の3つに区分けしています。特に延焼性の高い地域である重点密集市街地には、潮江地区、杭瀬地区、開明地区の3地区があり、開明地区の北隣は歴史文化遺産を多く有する寺町であることから、大規模火災に巻き込まれることが想定されます。

■その他

大規模な人為災害としては、航空事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、雑踏事故災害、海上事故災害、放射性物質・危険物の放出・流出による事故災害、原子力災害等が想定されます。

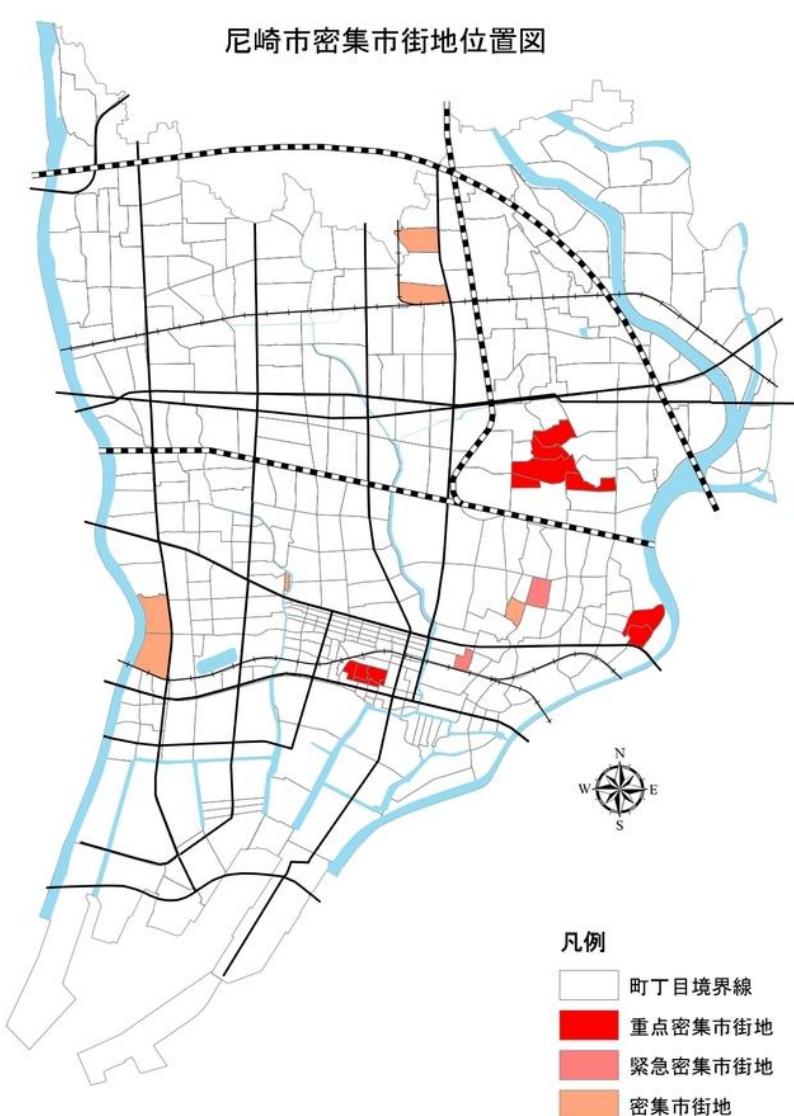
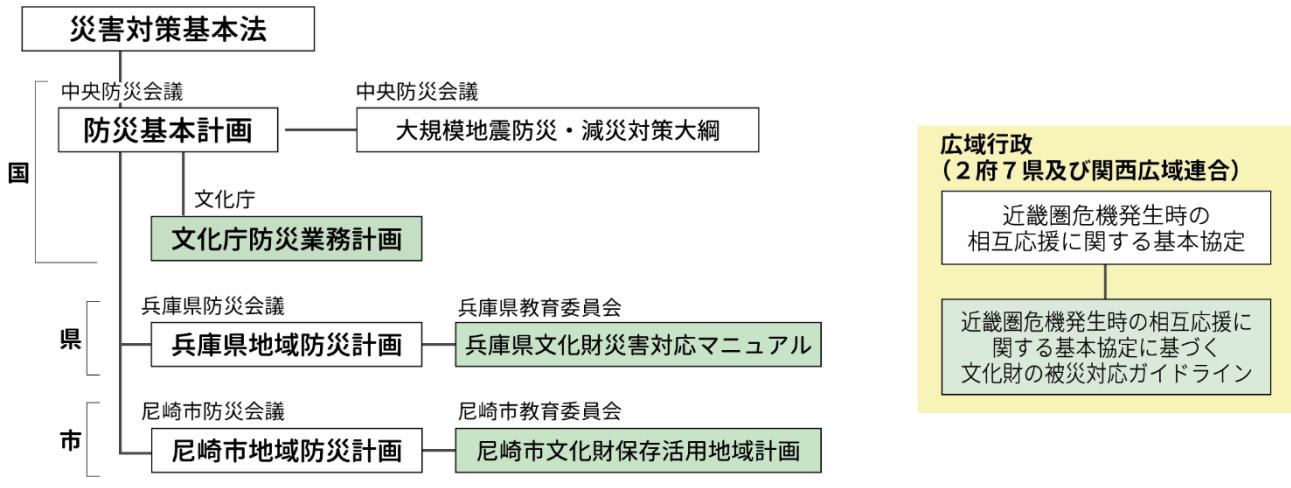


図 8-1 尼崎市密集市街地位置図

2. 防災・防火・防犯の現状

(1) 国・広域行政・県における対応

国・兵庫県・尼崎市・広域行政による歴史文化遺産の防災に関する各種計画等の体系は図 8-2 のとおりです。



■国や国関係機関の対応

文化庁は、文化財防災の具体的な対応に関する事項を検討し、様々なガイドラインを策定しています。特に近年多発している火災については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（令和2年（2020）改定）」や「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年（2019）策定）」が策定されています。また、文化財の防火・防犯対策について所有者等自らが状況を的確に把握するための建造物・美術工芸品・記念物（建造物）・民俗文化財（建造物）の4種のチェックリストを作成しています。

令和2年（2020）に、5つの国立博物館や3つの文化財研究所を有する独立行政法人国立文化財機構が、頻発する各種の災害から文化財をまもり、災害発生時の救援・支援を迅速かつ効果的に実施するための専門機関として、文化財防災センターを開設しました。兵庫県を含む北陸・近畿ブロックの文化財防災に関する地域連携の取組は、京都国立博物館が担当し、本市で大規模災害が発生した際は、兵庫県を通して文化財防災センターへ支援を要請します。

■広域行政（近畿圏）の対応

2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合は、平成24年（2012）に「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結しています。これに基づき、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領」及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」

を策定し、大規模災害発生時の相互支援について連携します。

■兵庫県の対応

兵庫県は、県全体の防災計画である「兵庫県地域防災計画」（令和5年（2023）修正）において、災害発生時の指定文化財等に対する対応を定め、令和3年（2021）に平時からの取組を踏まえた「兵庫県文化財災害対応マニュアル」、令和4年（2022）に「文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル」を作成しています。また、令和3年に「活かす 1.17 は忘れない 阪神・淡路大震災と東日本大震災等の教訓を踏まえた実践的な災害対応の手引き」を作成し、災害発生時の文化財に対する具体的な対応を示しています。

（2）本市における歴史文化遺産の発災時の応急対策

尼崎市地域防災計画（令和6年（2024）度修正）で、歴史文化遺産に関する項目「文化財、歴史的資料等の被害調査等を行う」を含む「文教対策活動を行う」として、応急対策の最終段階に位置付けています。具体的な要旨としては、次の3点を挙げています。

- ①災害発生後時は、人命救助を第一に活動しつつ、市内の歴史文化遺産の被害について調査し、被害状況を総括部総括班へ連絡する。
- ②被害調査後、判明した状況から歴史文化遺産の所有者及び管理者に対して必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- ③歴史的公文書、歴史博物館へ移管予定の現用公文書、地域にとって重要な民間所在の古文書等について被害が確認された場合は、必要な処置を行い、その保全に努める。その際、歴史資料救済に関わる諸機関、ボランティア団体への協力を仰ぐとともに、調整を図る。

（3）本市における歴史文化遺産の防災・防火・防犯の取組

■文化財防火デー

昭和24年（1949）1月26日に解体修理中の法隆寺金堂から出火し、柱と壁面に描かれていた壁画に大きな被害を及ぼしたことを契機に、この日を「文化財防火デー」と定め、毎年1月26日を中心として文化財を火災・震災その他の災害から守るため全国的に「文化財防火運動」が実施されています。本市も文化財所有者・管理者を中心とし、消火・防災訓練を地域ごとに実施しており、歴史文化遺産を災害等から守るために、周辺の地域住民との連携・協力体制を構築するとともに、地域の歴史遺産の周知にも努めています。



文化財防火デーの様子(広済寺)

■消防用設備等及び防犯等設備の設置

歴史博物館は、指定文化財を中心に消火設備（消火器・屋内外消火栓設備・スプリンクラー設備等）、警報設備（自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常ベル等の非常警報設備等）、避難設備（避難器具・誘導灯等）の新設・更新を勧め、防犯カメラ等の設置、耐震工事等の推進にも努めています。

■国指定文化財に関わる消防用設備等の補助金

歴史博物館は、国指定文化財を対象に消火設備（屋内外消火栓設備等）、警報設備（自動火災報知設備等）の新設・更新の際に、また毎年の消火設備・警報設備の点検に際しても文化財補助金の交付を行い、防火対策に注力しています。

■普及啓発活動の実施

兵庫県南部地震から30年を迎える令和6年（2024）度は、震災の経験と教訓を忘れることなく地域や世代を超えて伝え続けるとともに、南海トラフ地震等次なる大災害に備えて一人ひとりの防災意識の向上のため、市民と協働して「阪神・淡路大震災30年事業」を展開しました。事業は、シンポジウムや講演会のほか、「遊んで学べる防災フェス」、ギャラリー展、防災体験セミナー等を実施しました。また、歴史博物館は、本市に被害をもたらした地震や風水害、かんばつ等の自然災害の歴史と、本市に所在する自然災害伝承碑を紹介する企画展「尼崎・災害の歴史」を開催しました。



兵庫県南部地震時の尼崎市立地域研究史料館（現、歴史博物館 史料担当）の対応

兵庫県南部地震発生の18日後の2月4日に、地震による歴史資料の消失を救うため「歴史資料保全情報ネットワーク（以下、「史料ネット」）」が開設されました。史料ネットに、大阪歴史学会、日本史研究会、大阪歴史科学協議会、京都民科歴史部会を中心に、多くの歴史研究者が参画しました。史料ネットの活動は、全壊や半壊の家屋等から歴史資料を回収し、適切な場所へ保管するレスキュー活動、歴史資料についての所在や情報について聞きとるパトロール活動を中心としました。

史料ネット開設当時、事務局が置かれた尼崎市立地域研究史料館も、資料の救出や保管にあたって、大きな役割を果たしました。

史料ネットは、平成8年（1996）に正式名称を「歴史資料ネットワーク」と改称し、現在も全国各地で被災資料の救出活動等を行っています。また、全国で、同様の活動を行う団体を新たに立ち上げる地域も増え、活動は全国に広がり、毎年「全国史料ネット研究交流集会」が開催されています。



神戸大学と史料ネットによる被災史料目録作成



被災住居からの資料の搬出

3. 防災・防火・防犯の措置と発災時の対応

(1) 防災・防火・防犯の課題

- ・災害発生時に被害を最小限とするため、予防対策を適切に行なうことが求められます。そのために、どのような予防対策が必要かについて検討する必要があります。
- ・災害発生後に、歴史文化遺産の保護に関する適切な対応を迅速に行なえるよう、各主体の対応と連携体制を明確にすることが必要です。更なる歴史文化遺産の滅失・き損が起こらないよう消防や警察等と、平時から情報共有を行う必要があります。
- ・歴史文化遺産を官民一体となって守るため、市民との連携・協働体制を平時から作り上げる必要があります。そのために、身近にある歴史文化遺産やその防災・防火・防犯の重要性の周知や、小学生・中学生・高校生を対象とした防災教育の推進等を進めていく必要があります。
- ・兵庫県南部地震を経験した本市は、歴史資料の保護において地域研究史料館が拠点的な役割を果たしました。その経験を生かして、歴史博物館が地域の歴史文化遺産を守る拠点としての役割を担っていく必要があります。

(2) 防災・防火・防犯の方針

■歴史文化遺産の災害予防対策の実施

市内の歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の実施状況を把握し、必要な予防対策について明確にします。その上で、消防用設備等の設置や耐震化等、指定等文化財を中心に予防対策を推進します。特に耐震化等については、国指定文化財の不特定多数の立ち入る建造物については、耐震診断・耐震補強済みですが、その他の指定文化財の耐震化等に関する方針を検討していきます。また、平時から、保護すべき歴史文化遺産のリストを兵庫県・警察・危機管理安全局・消防局・市民等と情報共有し、有事の際にそれらが滅失・き損しないよう周知を行います。

■発災時の対応の明確化

発災時の歴史文化遺産の保護に関する対応を明確にし、歴史文化遺産の担当部局のみならず、市全体で情報共有します。

■市民との連携・協働体制の確立

発災時に、歴史文化遺産所有者や管理者を中心とした市民が主体となって、身近にある歴史文化遺産を適切に保護し、滅失を防げるよう歴史文化遺産の取り扱いに関する啓発や訓練を実施します。また、日ごろから歴史文化遺産の周辺を適切に維持・管理することにより、盗難や放火等の被害に遭いにくい

環境づくりを進めます。加えて、小学生・中学生・高校生を対象とした、過去の災害資料等を活用した歴史防災教育を推進します。

■地域の歴史文化遺産を守る拠点としての歴史博物館の機能強化

災害時は兵庫県南部地震での歴史資料レスキュー等の経験を生かし、地域における歴史文化遺産を守る拠点としての役割を担い、平時は大学等の研究機関、歴史文化遺産の所有者・管理者、地域住民等と連携して、過去の災害における歴史文化遺産の保護事例等に関する普及啓発活動等を実施します。また、歴史文化遺産の所有者や管理者の防災・防火・防犯に関する窓口としての役割を担います。

(3) 防災・防火・防犯の措置

計画期間内で実施する歴史文化遺産の防災・防火・防犯の措置は表8-3のとおりです。

表8-3 防災・防火・防犯の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針防－1 歴史文化遺産の予防対策の実施												
防1	消防用設備等及び防犯等設備の把握 歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の実施状況を把握します。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館	○	○	
防2	消防用設備等及び防犯等設備の設置 指定文化財を中心に消火設備、警報設備の新設・更新を勧め、防犯カメラ等設置、耐震工事等の推進を図ります。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館	○	○	
防3	歴史文化遺産リストの共有 平時から、兵庫県・警察・危機管理安全局・消防局・市民等と歴史文化遺産リストを共有します。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館	○	○	○
方針防－2 発災時の対応の明確化												
防4	マニュアルの作成と地域防災計画への位置づけ 災害発生時の所有者等の対応を明確にした文化財防災・防火・防犯マニュアルを作成し、地域防災計画へ位置付けます。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館 ○危機管理安全局			○
方針防－3 市民との連携・協働体制の確立												
防5	消防訓練の実施 文化財防火デーに合わせて歴史文化遺産所有者・管理者を中心に、市民等の参加を募り、消防訓練を実施し、有事の際の連携体制構築を図ります。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館 ○消防局	○	○	○
防6	市民を対象とした歴史文化遺産防災講座の実施 発災時の歴史文化遺産の取り扱いや、防犯対策等について周知する市民向けの防災講座を実施します。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館 ○危機管理安全局	○		○
防7	小学生・中学生・高校生向けの歴史防災講座の実施 過去の災害関係資料を活用した歴史防災講座を実施し、防災教育を推進します。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館 ○学校教育課	○		○
方針防－4 地域の歴史文化遺産を守る拠点としての歴史博物館の機能強化												
防8	専門家と連携した歴史文化遺産レスキューの実施 発災時に歴史文化遺産が滅失しないよう、専門家と連携して歴史文化遺産レスキューを実施します。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館			○
防9	防災・防火・防犯の相談窓口としての機能強化 所有者・管理者向けの歴史文化遺産の防災・防火・防犯に関する相談窓口としての役割を担います。	---	---	---	---	---	---	---	◎歴史博物館			○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「---」は継続的に実施することを示します。

(4) 災害発生時に想定される対応

災害発生時は、各主体が表8-4のとおり対応することとします。また、災害の発生時は、人命救助を第一に活動しつつ、歴史文化遺産の被害把握や復旧に向けた検討を進めます。災害発生時の歴史博物館を中心とした体制は図8-3のとおりです。

表8-4 発災時の各主体の役割

尼崎市の役割 (主に歴史博物館)	<ul style="list-style-type: none"> 国・県指定等文化財の被害状況を確認し、県教育委員会文化財課へ報告します。また、市指定文化財の被害状況を取りまとめます。 必要に応じて歴史文化遺産の応急的な保護措置を実施します。 必要に応じて近隣市町や兵庫県等に応援要請を行います。 歴史文化遺産の所有者等に、応急的な保護措置等について助言・指導を行います。 大規模災害の場合は、兵庫県博物館協会の「災害時の相互協力及び関係機関・団体との連絡と協力に関する規約」に基づき、県内の博物館に応援の要請を行ったうえで、歴史文化遺産の復旧に取り組みます。 大規模災害の場合は、兵庫県を通じて文化財防災センター等の外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請します。
消防局の役割	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化遺産所有者・管理者等と連携の上、消火活動等を行います。
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 所有する歴史文化遺産や、地域の歴史文化遺産の被害状況を確認し、被害の状況を市へ報告します。 必要に応じて、生命等に危険が及ぼない範囲で、歴史文化遺産を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施します。
警察の役割	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化遺産の滅失・き損の状況について、市と情報共有を行い、盜難被害等が無いように対策を講じます。

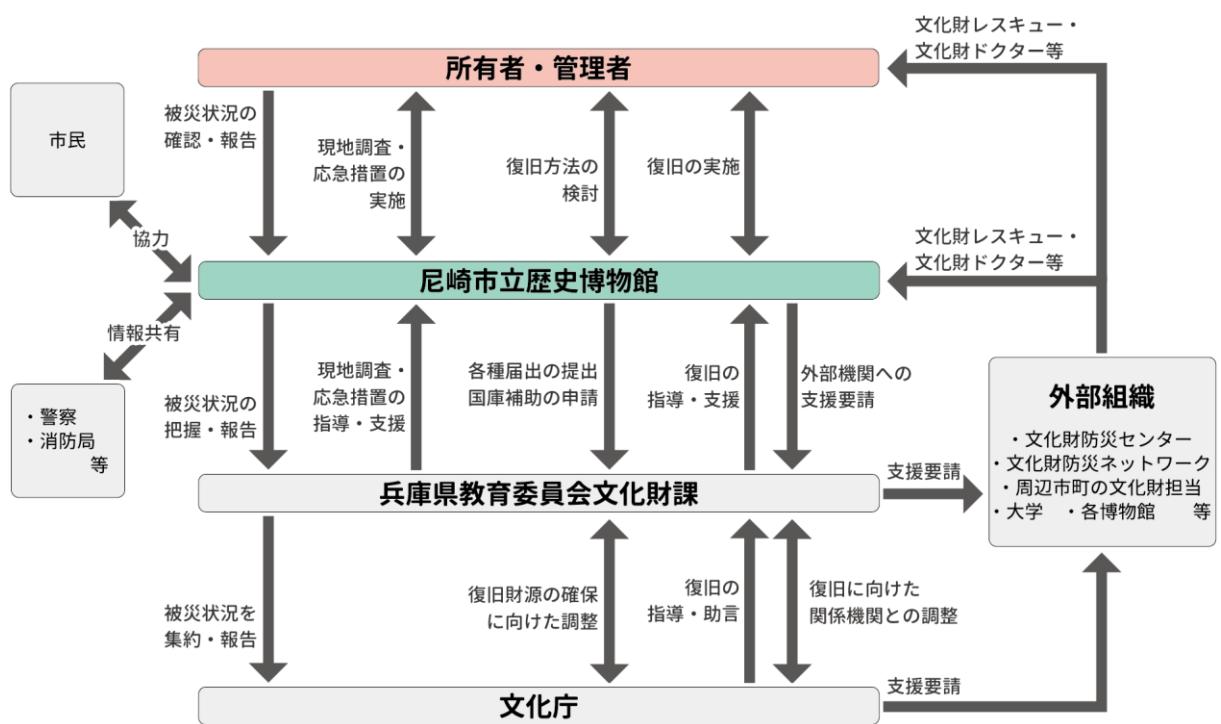


図8-3 発災時の体制

第9章

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 進捗管理と評価の方法

本計画の実施にあたっては、図 9-1 のとおり、年次ごとに計画・実行・評価・改善を行う単年度 PDCA を繰り返すことを基本として、より効果的な取組を推進するため、表 9-1 に示す成果指標を重要業績評価指標として用いて計画全体の評価を行い、次期地域計画への見直しを含め検討します。



図 9-1 計画の推進イメージ

表 9-1 計画の重要業績評価指標

分野	重要業績評価指標	基準値 (令和 5 年 (2023) 度)	目標値 (令和 14 年 (2032) 度)
総合指標	あまがさきの歴史文化について興味・関心のある人数の割合	57.3%	60.0%
みんなで 仕組みづくり	歴史文化に関する講義・講座・研修に参加した人数	1,911 人	2,500 人
知って 調査・研究	あまがさきアーカイブズ（地域研究史料室）相談利用（レファレンス）人数	2,223 人	3,800 人
守って 保存・管理	歴史文化や歴史文化遺産等に関するボランティア活動参加延べ人数	2,017 人	3,000 人
生かし 活用	学校教育と連携した事業の実施回数	78 回	150 回
広げよう 情報発信	ホームページのアクセス数及び歴史博物館への来館者数	185,563 回 43,441 人	450,000 回 53,000 人

2. 各主体の連携

地域計画の実施にあたっては、市民、団体、専門家、専門家、行政（尼崎市・兵庫県・国）それぞれが自身の役割を認識しながら主体的に活動するとともに、各主体が連携して各種事業に取り組みます（図9-2）。歴史文化遺産の保存・活用に関する主な主体は表9-2のとおりです。

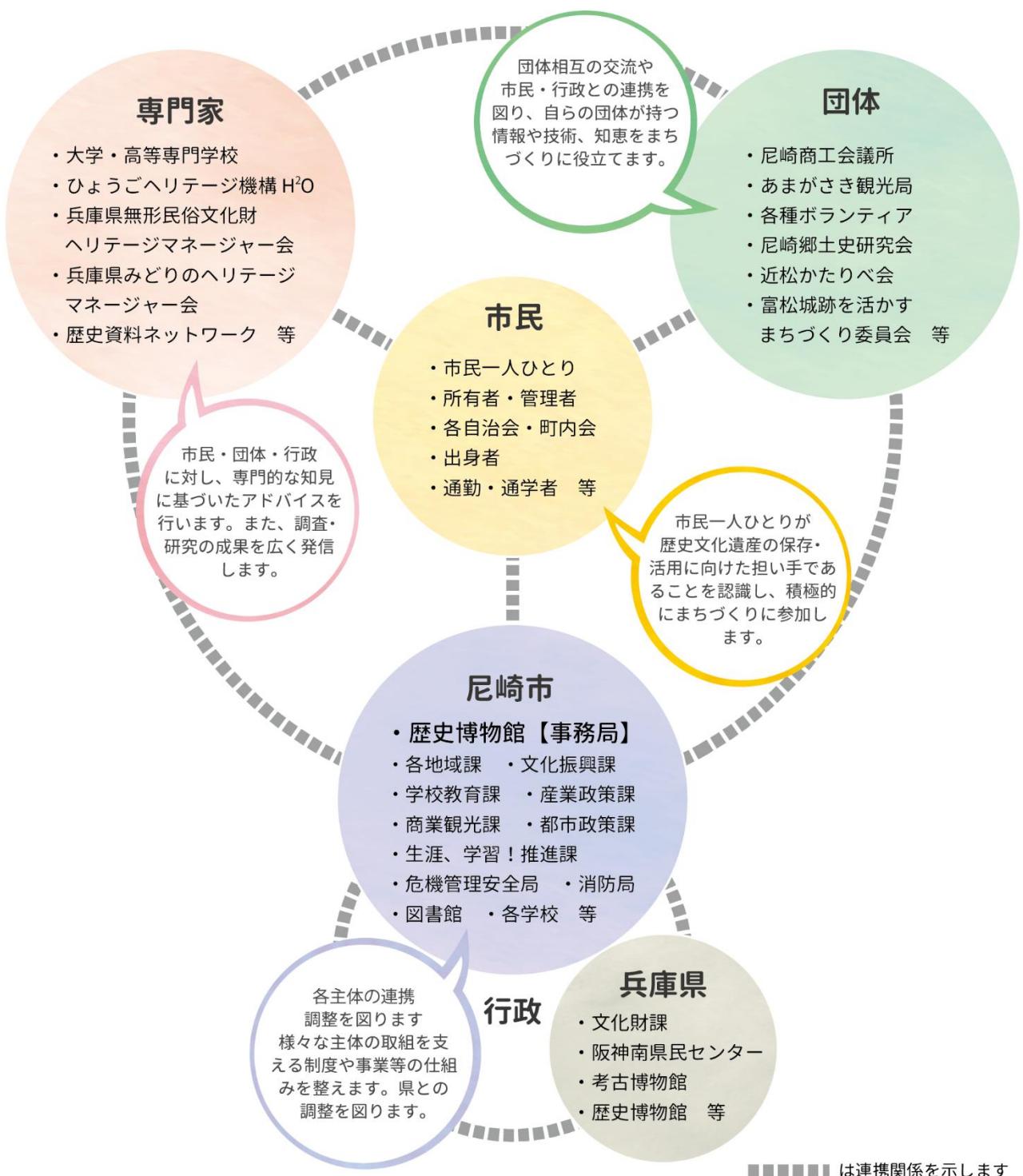


図9-2 連携体制のイメージ図（関係する主な個人・団体）

表 9-2 歴史文化遺産の保存・活用に関する主な主体（令和7年（2025）4月現在）（1/2）

尼崎市	
主体となる局・課名	関係内容
教育委員会事務局	社会教育部 歴史博物館 歴史文化遺産の保護・調査・保存・活用・啓発・収集・展示、歴史博物館・田能資料館の維持管理、旧尼崎紡績本社事務所等の歴史文化遺産の整備・利用普及、歴史的公文書の利用等（総人数 27名 うち文化財専門職員 10名（常勤職員 6名））
	社会教育部 社会教育課 社会教育（学校教育との連携を含む）に関すること等
	社会教育部 中央図書館 図書館活動の推進、図書サービス網の整備等
	学校教育部 学校教育課 学校教育計画の立案等
	管理部 職員課 職員の任用及び配置等
	教育総合センター 学び支援課 教職員研修及び研究助成、教育情報の収集等
秘書室	広報課 市報あまがさき・ホームページ、SNSの運用、都市の魅力の創造並びにまち情報の収集及び発信、シティプロモーションの推進等
危機管理安全局	危機管理安全部 企画管理課 防災対策の企画立案及び調整、地域防災計画、水防計画及び国民保護計画の改訂等
	危機管理安全部 災害対策課 災害及び国民保護等の危機管理の対策本部、防災等危機管理事業及び訓練の実施、地域防災力の向上等
	危機管理安全部 生活安全課 防犯の取組、交通安全の取組、消費生活の取組等
総合政策局	政策部 都市政策課 重要施策の企画立案、基本構想及び市行政の基本計画、総合計画等
	政策部 政策推進課 行財政運営の基本方針・執行方針・実施計画の調整、局相互間の事務事業の総合調整等
	協働部 協働推進課 自治のまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進等
	協働部 生涯、学習！推進課 自治のまちづくり条例の普及啓発、みんなの尼崎大学に関わる事業、市民まつり、生涯学習プラザのとりまとめ、地域学習館等
	協働部 文化振興課 文化活動の奨励、文化の振興に関わる関係機関との連絡調整、公益財団法人尼崎市文化振興財団等
	各地区地域課 (地域振興センター) 地域における協働のまちづくり及びコミュニティ推進事業、生涯学習プラザ等における事業、地域における学びを生かした活動の支援及び当該活動を行う団体の育成、市民相談等
総務局	人事管理部 人材育成担当 職員の人材育成の推進、職員研修の企画及び実施等
経済環境局	経済部 産業政策課 産業情報の収集及び分析
	経済部 商業観光課 商店街振興組合、中心市街地に関わる商業の振興、観光施策に関する企画立案、尼崎城址公園の運営指導、一般社団法人あまがさき観光局との連絡調整、開明庁舎の維持管理等
	経済部 農政課 伝統野菜栽培促進事業、農業公園管理、あまやさい推進等
	環境部 環境創造課 自然環境保全、環境教育の推進、環境保全の啓発・活動支援等
都市整備局	都市計画部 開発指導課 開発行為の許可申請、景観法に基づく届出、都市美形成計画等
	土木部 道路課 道路の認定、道路に関する許可、地図情報あまがさきの公開等
	土木部 橋りょう維持担当 橋梁の新設、架替、維持管理に関すること等
	土木部 河港課 水路の占用・使用許可、水路の維持管理、水路・河川の清掃、河川愛護活動、港湾等
	土木部 公園維持課 公園等の維持管理・植樹管理等
	土木部 公園計画・21世紀の森担当 緑化普及関連事業、都市計画公園の計画立案、尼崎 21 世紀の森構想の推進、21世紀尼崎運河再生プロジェクトの推進等
消防局	消防活動、火災予防対策、防火広報等

表9-2 歴史文化遺産の保存・活用に関する主な主体（令和7年（2025）4月現在）（2/2）

尼崎市	
主体となる団体名	関係内容
各小学校	児童の教育に関すること等
各中学校	生徒の教育に関すること等
市内の関係団体	
主体となる団体名	関係内容
各自治会・町内会（福祉協会）	各地区の地域づくり等
歴史文化遺産の所有者・管理者	日々の歴史文化遺産の保存・管理等
各地区消防団	各地区の消火活動・水防活動等
一般社団法人あまがさき観光局	観光地域づくり戦略の企画立案及び実施、観光地域づくりに関する調査研究、誘客イベント及びプロモーションの実施、物産振興に資する事業等
尼崎商工会議所	中小企業・小規模事業者の経営支援、地域経済の活性化等
市内の歴史文化に関連する団体	文化財資料保存活用サポートボランティア、れきし体験学習ボランティア、アーカイブズボランティア、田能遺跡サポートー倶楽部ボランティア、尼崎キャラナルガイドの会、尼崎郷土史研究会、尼崎ボランティア・ガイドの会、近松かたりべ会、富松城跡を活かすまちづくり委員会、自然と文化の森協会、尼崎都市農地再生協議会等
専門家	
主体となる団体名	関係内容
大学・高等専門学校等	園田学園大学、京都大学、武庫川女子大学等との連携協定に基づく取組等
兵庫県 ヘリテージマネージャー	地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに生かす取組等
歴史資料ネットワーク	広範な歴史学会と様々な市民が協力して歴史資料の保全・活用等
兵庫県の関係機関	
主体となる団体名	関係内容
教育委員会文化財課	文化財の普及・活用・保存・整備、埋蔵文化財に関すること等
県立考古博物館	兵庫県の遺跡や考古資料の調査・研究・成果の活用等
県立歴史博物館	兵庫県の郷土の歴史学習と教育・学術・文化の発展に関すること等
県立人と自然の博物館	人と自然の共生を図り、自然史の調査・研究・学習に関すること等
阪神南県民センター	尼崎市・西宮市・芦屋市の地域の魅力を活かした交流、にぎわいのあるまちづくり、環境と調和した安全・安心なまちづくりに関すること等
その他	
主体となる団体名	関係内容
全国工場夜景都市協議会	工場夜景PR事業、全国工場夜景サミット等

尼崎市文化財保存活用地域計画

認定日：令和7年（2025）12月

変更日：令和8年（2026）1月

編 集：尼崎市教育委員会

尼崎市三反田町1丁目1番1号